Title	アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割(1) - 家族責任法(Family Responsibility Laws)を素材として -
Author(s)	関, ふ佐子
Citation	北大法学論集, 48(2), 39-100
Issue Date	1997-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15717
Туре	bulletin (article)
File Information	48(2)_p39-100.pdf



Instructions for use

アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割(一)

家族責任法(Family Responsibility Laws)を素材として ----

ふ 佐

関

子

アメリカ家族責任法の制定 家族責任法の生成と発展 序

章

目

次

1

問題意識および視角

第一

家族責任法の形成

本稿の構成

第一節

家族責任法の起源

1

古代ヨーロッパ

中世から近世のヨーロッパ

3 2

財政の悪化と家族責任法

家族の変化と家族責任法

第一節

家族責任法の形態

家族責任法の枠組

1

家族責任法をめぐる紛争類型 家族責任法の立法類型

家族責任法の適用

序

1 問題意識および視角

章

第四章 家族責任法の合憲性

家族責任法と社会保障の交錯

扶養義務の履行確保 扶養義務の発生要件

3

家族責任法上の諸手続

おわりに

(以上、本号)

求償しうることなどを定めた、アメリカの「家族責任法」を素 窮した高齢者に支給した扶助費用を当該高齢者の家族構成員に ることが、先進諸国に共通の課題となっている。本稿では、困 誰が、どのようなかたちで、どれだけ担うべきかを明らかにす の限界が顕在化し、高齢者ケアの費用負担および人的負担を、

この課題について考察する糸口を探ってゆく。

社会保障と家族の役割

治体、 高齢社会では、 企業、 家族、 高齢者本人の自助努力に加えて、 地域社会、 ボランティア、 その他医療およ 国 地方自

0 あ 者に過度の負担をもたらし、 'る。それぞれの主体が担う役割が不明確であるならば、 みならず、 介護される高齢者の、 その結果、 人間としての尊厳を危うく 介護の負担を担う者 部

像を描くにあたっては、

各主体の役割分担を明確にする必要が

いては、

齢者ケアを担ってゆかねばならない。そして高齢者ケアの全体

び福祉に携わる団体などの様々な主体が、

その総力をあげて高

高齢者ケア対策の中心が、 であることの弊害が、 では、社会保障との関係において家族の担うべき役割が不明確 するおそれがあるからである。 ことに、 実際上高齢者ケアの多くを家族が担ってきた我が国 より深刻な問題として浮上しつつある。 施設ケアの拡充から在宅ケアの充実

> な組合せによる適正給付および適正負担を推奨している。 け子に負担を求める理論的根拠、 像には、 つい 保障と家族の役割分担を明確化しなければならない。 家族に過度の負担をかけることとなり、 困難となろう。 · て、 公的保障中心でも自助努力中心でもない中間型の福祉社会 なお理論的に不明瞭な点が多い。 高齢社会の将来像を描いた各種の提言は、 そこで、 前述の各主体のなかでも、 ならびにその役割の範囲に さらに介護保障 特に、 家族、 公私の適切 この点に 特に社会 とり の 充実 ゎ

めには、 しなければならない。公による社会保障と家族の扶養義務とは 家族の役割、ことに老親をケアする子の役割を明確化するた その扶養義務の範囲を、 さらなる検討が必要であろう。 社会保障との関係で明らかに

どのような関係にあるのだろうか。

家族の扶養義務、

ことに老

るにあたって、具体的に提示されている。 親に対する子の扶養義務に関する問題は、 または既に給付した費用の償還を家族に求めるか否かを決定す の義務を課す「扶養」という概念は、 社会保障の給付決定、 しかし家族に い助け合

特に親子は互いを扶養しなければならない かかわらず、 道徳的な扶養義務はさておき、 依然として極めて不明瞭なままである。 法的義務として、 の か。 社会の高 なぜ家

に在宅ケアの中心的担い手であることを期待していたのでは、

ますます期待し難くなっているからである。

女性の社会進出などにより、 へと移行しているのに対し、

家族、

なかでも子の担う役割には

に

b

従来どおり、

家族

そも、

族

生活スタイルの都市化、

少子化、

V

北法48(2·41)309

従来から存在して

養する子の能力は低下している。さらに、子を持たない夫婦ま

たは婚姻しない者の増加などから、家族という形態も今後ます

齢化を理由に子の扶養義務に対する関心が高まる一方、

親を扶

を扶養する法的義務を子に課す理論的根拠を改めて考察する必明確化し、家族に相互扶養の義務を課す上での問題、特に老親の役割分担を考察するにあたっては、不明瞭な扶養義務概念をます多様化してゆくであろう。そこで公による社会保障と家族

要がある。

アメリカ家族責任法における家族の役割

カを取り上げるのは、以下の諸理由による。関する総合的な研究の端緒として、先進諸国のなかでもアメリ

親の扶養義務に限られる。そこで英国では、歴史的には救貧法ン・ロー上の扶養義務は、夫婦相互間および未成年子に対する扶養義務を民法で定めている大陸法系の国々とは異なり、コモ係が問われ続けてきた点で特徴的な国である。家族の広範囲なアメリカは、歴史的に社会保障政策と家族の扶養義務との関

しかし、一九四八年の国家扶助法の制定により、扶養義務は、が公的扶助費用の削減を理由に家族の扶養義務を拡大していた。(1)

問題点が、様々な形で議論されてきた。このように、社会保障ためアメリカでは、公に代わって家族に扶養義務を課す上での上の理由から広範囲の家族に扶養義務を課し続けている。この上の理由から広範囲の家族に扶養義務の範囲をコモン・ローと比べて拡文または法分野が、扶養義務の範囲をコモン・ローと比べて拡立の理由から広範囲の家族に扶養義務の範囲をコモン・ローと比べて拡大の理由が、様々な形で議論の子に対する父母の義務に限定再び夫婦相互および十六歳未満の子に対する父母の義務に限定

担を明らかにすることを試みるものである。こうした高齢者ケまず、高齢者ケアの費用負担に関する社会保障と家族の役割分担を探求する研究が殊更必要である。こうした問題意の役割分担を探求する研究が殊更必要である。こうした問題意の役割分担を探求する研究が殊更必要である。こうした問題意以上述べたように、高齢者ケアにおける各主体の役割分担を以上述べたように、高齢者ケアにおける各主体の役割分担を以上述べたように、高齢者ケアにおける各主体の役割分担を

さらに昨今のアメリカにおいても、社会保障支出を削減するの役割分担を考察する格好の材料となろう。

されてきた点で、アメリカでなされた議論は、

社会保障と家族

給付の費用負担のあり方をめぐって家族の扶養義務があぶりだ

ている。このような情況下で、本稿が高齢者ケアの役割分担に

そして負担の担い手として、

家族に焦点をあてた議論もなされば、先進諸国に共通の関心事である。

アの役割分担に関する問題は、

北法48(2・42)310

公的支出の大半はメディケイドによって負担されている。

;ちメディケイドは、メディケアを含む社会保障制度および民(5)

ムでの経費を比較的簡易に支払うことから、

長期ケアに対する

1

すな

障と家族の役割分担を探究するにあたって、

恰好の材料であ

費に費やされている。そしてメディケイドがナーシング・ホ する公的支出の八二%にあたる額が、ナーシング・ホームの経 と呼ばれる貧困化に陥っている。他方、高齢者の長期ケアに対 受給の資格要件を満たすようになってしまう、

Spending down

較して低い国である。そこでこのようなアメリカについ

さらにアメリカ

他の先進諸国と比

が再燃したのである。 族責任法の廃止を主張する見解が多数を占めていたにもかか 家族責任法を積極的に活用すべきではないかという議論 家族の扶養義務を評価する動きがある。 現在においても、 社会保障と家族の役割 従来は家 わ たメディケイドの費用を扶養可能な扶養義務者に求償しうると(16) 九八三年、 会保障給付費用を家族に求償しうると規定した家族責任法が した通達を発した。この通達を発端に、 社会保障支出削減の必要性を理由に、 メディケイドなどの 政府が支出し

必要性から、

具体的な情況としては、現在アメリカの高齢者が長期ケアの必

分担が模索されている点でも、 アメリカの議論は示唆に富む。

入所している単身者の六七%が、入所一年後にはメディケイド(3)(1ヵピーク費用カカカる。この高価な経費により、ホームに 要性からナーシング・ホームに入所した場合、一カ月約二五〇 さい、 おり、 租税および社会保障負担の対国民所得比が、 また、 との印象が一般的にもたれている。 高齢者ケアにおいて家族が担っている役割も日本より小

度注目を浴びたのである。 アメリカの高齢者の多くは子供から自立して生活して

家族の役割が変化する中で、 齢者ケアにおける家族の役割が少しでも明らかになるならば 租税および社会保障負担率の抑

を試みている我が国の法政策を検討するうえでも参考になろう。 以上のように、 アメリカの例は、 高齢者ケアにおける社会保

充分になされていないため、本稿ではアメリカを取り上げて詳る社会保障と家族の役割に関する法的観点からの本格的研究が といえよう。 しかし我が国では、 アメリカの高齢者ケアに

を目指し連邦支出節減を強力に推し進めたレー X ディケイドの支出抑制が求められている。 そこで、 ガン政権は、 財政再建

しく検討することとした。

ここで、

本稿で使用する

「家族責任法」

という用

語に 2 ŀ١ 7

V

このため、

高齢化に伴う公的財政負担の増大とともに、

長期ケアのコストを最も多く負担して

間

の保険などのなかで、

北法48(2.43)311

慮される家族の扶養義務、もしくは社会保障給付に要した費用sibility Laws の邦訳であり、社会保障の給付決定にあたって考簡単に説明しておく。「家族責任法」とは、Family Respon-

に関する法分野を指す言葉である。すなわち、「家族責任法」

を償還する家族の義務などについて規定する条文、またはこれ

典一○○二条はその典型例である。 出力の○二条はその典型例である。次のアイダホ州一般法 では、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 に、メディケイドの給付に要した費用を求償し に、メディケイドの給付に要した費用を求償し には、メディケイドを支給した場合、当該 には、メディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該 にはない。例えば、州が高齢者にメディケイドを支給した場合、当該

して、カウンティの名で民事訴訟を提起することができ費した額を求償するために、かような父、母及び子に対

် င်

びこれに関する法分野を、アメリカでは「家族責任法」と呼んいる点において共通である。そしてこのような個々の条文およた家族を扶養する義務を、扶養可能な他の家族構成員に課してた家族を扶養する義務を、扶養可能な他の家族構成員に課してた家族を扶養する義務を、扶養可能な他の家族構成員に課している点において共通である。

アイダホ州一般法典三二章「家族関係」一〇〇二条

っている父、母又は子の存在がカウンティ職員に明らかて、その者の扶養が可能であるにもかかわらずそれを怠帆の貧窮法の下でカウンティに手当を申請した者につい能力の範囲内で、当該貧困者を扶養する義務を負う。本

しなければならない。ただし当該職員は、手当として出になったときも、当該職員は必要なすべての手当を提供

(三) 本稿の射程

でいるのである。

れは第一に、家族責任法の合憲性判断の先例となっている別の家族責任法をめぐる問題について、詳細な考察を行う。こだするものではない。ただしそのなかでも、カリフォルニアうとするものではない。ただしそのなかでも、カリフォルニアのとするものではない。ただしそのなかでも、カリフォルニアのとするものではない。ただしそのなかでも、カリフォルニアのとするものではない。ただしそのなかでも、カリフォルニアがある。

は

個の問題であって、

本稿の範囲を越えるため、ここでは扱

背景を探る。

これにあたっては、

それぞれの時代におい

て、

社

分担について全般的に考察するにあたっては、 の社会の変化とも相俟って深刻化している。

の人的負担の役割分担に関する研究も必要となる。

しかしこれ

という問題が、

従来の主な担い手であった女性の社会進出など

高齢者ケアの役割 この高齢者ケア

判所の判断を受けて家族責任法がたびたび改正されており、 るからである。 第二に、同州では、 社会情勢の変化および 家 裁

族の扶養義務に関する価値観の変化が立法に反映されてい

ると

Swoap 判決をはじめとする多くの重要判決が、

上での適切なモデルとなるからである。 考えられるからである。そして第三に、 族責任法は典型的な例として、アメリカ家族責任法を検証する カリフォルニア州 の家

これらの裁判所の判断も重要なため、 を課す場合がある。家族の扶養義務を考察するにあたっては、 これについても、 本稿の

が、

族責任法が無い場合にも、

ところで裁判所は、

家族の扶養義務を立法により承認した家

黙示の契約によって家族に扶養義務

検討の範囲に加えることにする。 である高齢者の世話という人的負担を、 するが、 本稿では、 他方先に述べたように、 主として高齢者ケアの費用負担の役割分担に着目 肉体的にも精神的にも重労働 誰がどう担ってゆくか

わないことにする。

同州で下され

て

にある。 しかし本稿の問題関心は、 アの費用について、 本稿で検討する家族責任法は、多種多様の給付および施設 このため、 配偶者の義務または子に対する親の義務 責任ある親族に対する求償を規定している。 主に老親ケアにおける子の扶養義務

める。 検討は、 後の遺産から給付費用を公へ返済することを求める規定もある ない。また、 わち子に対する親の扶養義務に関して争った裁判例には論及し その問題も本稿では扱わない。(28)(29) したがって、 家族責任法の全体像を把握するために必要な限りに止 援助の受給者本人に対して、 要扶養児童家庭扶助についての事例、 もしくは受給者死亡

本稿 の構成

2

の一九六〇年代までの史的展開を概観し、 下の構成で考察してゆく。 アの費用負担をめぐる社会保障と家族の役割分担について、 以上の まず第一章では、 問題意識から、 家族責任法の起源、 本稿では、 アメリカにおける高齢 制定、 家族責任法の歴史的 そしてそれ

以降

以

会経済的背景が家族責任法の運用に与えた影響に着目してゆく。 社会保障制度が拡充し、家族責任法に著しい影響を及ぼ

り上げる。そこで第一章では、高齢者ケアに関する諸施策が拡 扶養について詳細な検討を行うために、第三章において別に取 した一九六○年代以降に関しては、社会保障との関係での家族

充する以前の社会に見られる家族責任法を分析する。 第二章では、 家族責任法の形態を整理し、 家族責任法の適用

カでの家族扶養の性質を探りたい。 こうした個々の問題に関する裁判所の具体的判断から、 ての法解釈を争う裁判例の分析を通じて、社会保障関係費用 なかでも子に求償する上での具体的な問題を検討する。 アメリ

把握を試みる。そして家族責任法を適用する上での諸問題につ

をめぐる諸問題を検討することにより、家族責任法の具体像の

についての考察を深めることにする。

に議論されている。 関する議論が混迷し、子に扶養義務を課すことの問題性も盛ん 巡る諸議論を検討する。一九六○年代以降は家族の扶養義務に た連邦社会保障政度との関係で活発化した家族責任法の評価を 第三章および第四章では、一九六○年代以降次第に拡充され そこでまず第三章において、こうした議論

えるために拡充した公私の支援、

および高齢者がおかれている

が活発化した背景を提示するために、ケアを要する高齢者を支

割分担のあり方を研究する。

が、 もかかわらず、当該家族責任法を廃止した、 裁が老親扶養の義務を子に課す家族責任法を合憲と判断したに めぐる見解の対立については、ここで検討する。 る。前述した一九八三年通達を発端とした家族責任法の評価を 現状を概観する。次に高齢者に対する連邦社会保障政策の変化 の辿った軌跡を分析し、 家族の扶養義務に関する各州の政策に与えた影響を分析す 混迷する家族責任法の評価を巡る議論 カリフォル また、 ニニア州 州最高

こうした形で本稿は、 察し、子に老親を扶養する義務を課す法の問題点を探究する。 構築した法理を分析する。加えて、対立する学説を検証するこ 養義務を定めた家族責任法の合憲性が、平等保護との関係で争 家族責任法の合憲性を争う諸判決を概観した上で、 の関係で争うという形でも問われてきた。そこで第四章では、 とにより、社会保障との関係での家族扶養の性質を原理的に考 われた Swoap 判決を詳しく検討する。これにより、 また、家族責任法の是非は、その合憲性を、 高齢者ケアにおける社会保障と家族の役 特に平等保護と 子の老親扶 裁判所

が

1 (2)「家族責任法」の概要については、 を使う場合もある。 みではなく、経済的な扶養を指して、「ケア」という言葉 る。そして、例えばサービスとしての(人的な)扶養の 摂する最広義の用語として、「ケア」という言葉を使用す の確定が困難な用語であるが、 「扶養」、「介護」および「看護」は、 本稿ではこれら全てを包 本章1 (11) 「アメ そのいずれも

(3) 厚生省『厚生白書 援のために一』(一九九六年)八-七六、九一-九八頁、 "Family"という言葉の用法に倣って、 リカ家族責任法における家族の役割」を参照されたい 高齢社会福祉ビジョン懇親会「二一世紀福祉ビジョン」 しない広範囲の親族を指す言葉として使用している。 本稿では「家族」という言葉を、アメリカにおけ 新情報資料集 員会第一次報告」全国老人福祉問題研究会『老後保障最 制度審議会・社会保障将来像委員会「社会保障将来像委 全国老人福祉問題研究会『老後保障最新情報資料集 一』(あけび書房、一九九四年)二二一二三頁、社会保障 一八頁、同「社会保障将来像委員会第二次報告」(一九九 一〇』(あけび書房、 家族と社会保障 — 家族の社会的支 一九九三年) 一六-同居の親族に限 る

四年)全国老人福祉問題研究会『老後保障最新情報資料

べき福祉社会像として、 障体制の再構築

(勧告)」(一九九五年) 一三頁、

「目指、

。」社会保障制度審議会

公的保障中心の高福祉・

高負担

うにしていく必要がある。

と社会保障」季刊・社会保障研究二八巻一号(一九九二年) 一二』(あけび書房、 [社会保障研究所シンポジウム「低出生社会の家族 一九九五年) 一八-一九頁、

集

4) 例えば、「社会保障制度は、 四一三〇頁。 応すべきであり、……。 うわけではない。 補完する役割を果たしてきた。もちろん、 が損なわれ、または損なわれようとしたときに、 個人の自立や家族の支え合いによって行われている部分 3) 一五三頁、「子育てや高齢者の介護などについては、 とが必要となる場合には、今後とも社会保障制度によっ 共助の努力では対応できず、国民全体でこれを支えるこ 能が損なわれたときに、 相携えることによって、……安心して老後を過ごせるよ や家族の役割が全くなくなることは考えられず、 くことは確実である。ただし、この分野については個人 よって担っていかなければならない部分が多くなってい は依然として大きい。しかし、今後は、……公的部門に て対応していくことが必要となる。」厚生省・前掲書 家族の自助努力で対応できるものは対 しかしながら、これらの自助 直ちに社会保障制度がこれを 家族の持つさまざまな機 家族のあ それを 公私が る

宅で生活することができるようにしていく必要がある。 的に公的責任に切り替えるというのではなく、家族によ り自立する努力をするとともに、家族による世話を全面 前掲書(註3)二三頁、「……高齢者や障害者もできる限 ざすことが、国民のコンセンサスを最も得やすい方向で る適正給付・適正負担という独自の福祉社会の実現をめ なるが、我が国としては、公民の適切な組み合わせによ 中間型の福祉社会のいずれを選択するかが重要な課題と 一次報告」(註3) 二五頁など。 社会保障将来像委員会・前掲「社会保障将来像委員会第 る介護を公的に支援し、高齢者や障害者ができる限り在 はないかと考えられる。」高齢社会福祉ビジョン懇談会・ 自助努力中心の低福祉・低負担型福祉社会、

(5)社会保障と家族の役割分担に関する文献は数多くある 京大学出版会、 和「社会保障法と扶養義務」石川稔=中川淳=米倉明 が、ここでは特に関係の深いものを挙げておく。上野雅 論を求めて』(東京大学出版界、一九九一年)一七七頁以 保障制度と家族」 科学研究所 と社会保障政策の展開方向との関連で ―」東京大学社会 〇一頁以下、原田純孝「高齢化社会と家族 『家族法改正への課題』(日本加除出版、一九九三年)五 (編) 『現代日本社会 一九九二年)八一頁以下、石川稔「社会 隅谷三喜男(編)『社会保障の新しい理 6 問題の諸相』 ― 家族の変容

> 堀勝洋「社会福祉における利用者負担」/「社会福祉にお ける公私の役割」『福祉改革の戦略的課題』(中央法規出版 家族法の諸問題』(弘文堂、一九九〇年)三三九頁以下、 一九八七年)六三頁以下/一二三頁以下、上野雅和 嶋道夫「私的扶養と公的扶助」有地亨 (編) 『現代

費用徴収 会福祉における費用徴収と扶養問題 ― 扶養義務者からの 九八四年)四頁以下、利谷信義「福祉と家族 — 老親扶養 をめぐる公私の役割」 季刊・社会保障研究二○巻一号 (一 以下、第一八回社会保障研究所シンポジウム「社会保障 —」社会福祉研究三九号 (一九八六年) 三一頁

年) 一八三頁以下、佐藤進『高齢者扶養と社会保障』(一 ジュリスト三〇一号(一九六四年)五二頁以下、 年)九五頁以下、明山和夫『扶養法と社会福祉』(有斐閣 位」『親族法の総論的構造(新版)』(三和書房、一九七五 沼正也「全体としての扶養法秩序における私的扶養の地 代家族法大系3』(有斐閣、一九七九年)三八三頁以下、 親族扶養優先の原則を中心に ―」中川善之助先生追悼『現 粒社、一九八三年)、深谷松男「私的扶養と公的扶助 ― 一九七四年)、西原道雄「社会保障法における親族の扶養」

「社会保障制度との関連」中川善之助

扶養』(酒井書店、一九五八年)一五〇頁

国家

を中心として ―」東京大学社会科学研究所

(編)『福祉

日本の法と福祉』(東京大学出版会、一九八四

(6)本稿で「公」とは、 以下、 雑誌七四巻二号 西原道雄「親族的扶養の法的保障 (一)」 (一九五六年) 九九頁以下。 法学協会

国および地方自治体を指すことに

(7)社会保障と家族の扶養義務との緊張関係は、 ない。すると、公または家族の一方が困窮者を扶養する ずれか、またはその双方が困窮者を扶養しなければなら 期待できないということになれば、公もしくは家族のい の扶養義務は前提とされないことになる。しかしそれが 他の主体が一切のケア責任を負うならば、 何らかのケアが必要となる。この点、例えば企業などの 態のままで放置しておくことを肯定しないのであ がなされなかったとする。この場合、要扶養者を困窮状 族にケアされていない要扶養者に対して、 救済する公的扶助において顕著に表面化する。 公または家族 社会保障給付 例えば家 困窮者を れば、

うのか。あるいは、公および家族は常に重複して扶養義 のか。それとも、 義務を負い、もう一方による扶養は補足的なものとなる 務を負っているのかが問題となる。 公および家族は別順位の扶養義務を負

> わち、 う建前を規定するにとどめたと通説は解している。 九九四年)三九頁 活保護と私的扶養義務」賃金と社会保障一一三六号(一 により扶養義務者に求償しうることになる。参照、拙稿「生 著に対して生活保護を支給し、後日生活保護法七七条 国は扶養義務者が扶養を怠っている場合でも、 す 由 な

(8)「扶養」という言葉は、我が国では通常、「世話」をす に対して行う経済的給付を指す」と解されている。参照、 広い概念として用いられることが多いといえよう。 るといったサービス給付および経済的給付の双方を含む、 書』(長寿社会開発センター、一九九三年)三〇頁。 相続法理研究会『老人介護と相続法理に関する研究報告 山脇貞司「老人(高齢者)介護と扶養法理」老人介護と 親族から自分の資力では生活できない一定の範囲の親族 に対して法律的に「扶養」とは、「資力のある一定範囲の

例えば公的な支援に関しても、「公の扶養」と表現されて を、一般的に「世話をし養うこと」といった広い意味で れている support, maintain および provide といった用語 養」という言葉を特に親族による経済的給付に限定せず、 使用している。このような理由で、親族による扶養以外の、 いる場合もある。本稿では、 この点アメリカでは、日本語において「扶養」と訳さ アメリカの例に倣って、「扶

広い意味で使用している。

ぐっても議論されているところである。現行生活保護法は

を規定している、

この点は、

親族の扶養義務が生活保護に優先すること

日本の生活保護法四条二項の解釈をめ

民法上の扶養は生活保護に優先して行われるべきだとい

9 このセミナーでは、 る親族扶養(Verwandtenunterhalt)と社会保障の協働 — ンター、 護と相続法理に関する研究報告書 護と相続法理研究会・前掲書(註8)および同『老人介 稿で検討する問題と最も関連深い研究としては、老人介 族法』(敬文堂、一九九一年)が、概略を述べている。本 THE ANNUAL REPORT OF THE OECD 1994, at 81 (1995); 無視できない影響を与えることが確認された。OECD の増加は、ケアの中心的な担い手である家族に対して、 大陸法系の扶養義務に関して本稿と関連深い論文として フランスおよび中国と日本との比較研究を行っている。 レポート」週刊社会保障一八○四号(一九九四年)六○頁。 研究会(編)『海外社会保障動向 '92-93』(ぎょうせい、 (1994). 厚生省大臣官房国際課(監)海外社会保障動向 介護の財政と供給に関するセミナー」が開かれている。 なった。その結果一九九四年七月には「OECD高齢者 会議では、高齢者の長期介護問題が主要テーマの一つと 九九二年)九頁、中村吉夫「高齢者介護の財政で各国 例えば一九九二年のOECD第二回社会保障担当大臣 各国の家族扶養に関しては、黒木三郎 次の研究が示唆に富む。 CARING FOR FRAIL ELDERLY PEOPLE 15-55 一九九四年) 長期ケアを必要とする要介護高齢者 が、アメリカ、イギリス、ドイツ、 藤原正則「ドイツ法におけ Ⅲ』(長寿社会開発セ (監) 『世界の家

八一頁以下。

、英国において親族扶養が社会保障制度との関係で発生人一頁以下。

、英国において親族扶養が社会保障制度との関係で発生人一頁以下。

ナーシング・ホームについては従来様々な問題が提起さ施設での長期ケアにおいて中心的役割を担ってきたため、公的主体による経営は五%である。ナーシング・ホームが、されており、非営利団体または病院による経営は二〇%、ホーム」である。その四分の三は営利団体によって経営(2) 長期介護を行う施設サービスの主体は「ナーシング・

一号(一九九六年)六一頁以下。ケアにおける利用者の権利とその実現(一)九大法学七れ、改革も試みられている。石田道彦「アメリカの長期

〔13〕 メディケイド 者は、 §1396 (1994)]. 他の公的扶助の受給者であることによ いる。 用者の範囲から給付内容の決定に至るまで州政府には のガイドラインの下で、 対して一定割合の補助を行っており、各州 負担について家族の扶養義務の有無が問われている。 本稿で詳しく検討するように、このメディケイドの費用 ディケア(註15参照)とともに一九六五年に創設された。 適用の有無は州の裁量に任されている]をも対象として た人々 [メディカリー・ニーディー (medically needy), な医療費の支払いが原因で経済的困難をきたしてしまっ ずメディケイドの対象とされている〕のみならず、 って自動的に受給資格が生じる低所得者 所得の高齢者などに対する医療扶助である [42 U.S.C. 己の裁量権があり、制度の内容は州によってかなり異なる。 ー・ニーディー (categorically needy), この中の一部の 連邦政府はメディケイドの給付に要した各州の費用 社会保障法タイトルXIXに基づく制度であり、 連邦政府のガイドラインによって、どの州でも必 (Medicaid, 低所得者医療扶助) 制度を運営している。 [カテゴリカ が、 しかし適 連邦政府 は、 莫大 ķ

.14)The Pepper Commission. U.S. BIPARTISAN Commission でて、メディケイドは多額の長期ケア費用を負担している。所費および在宅ケア費などは、最低限カバーされている。

On Comprehensive Health Care, A Call For Action

(15) メディケア(Medicare,老人・障害年金受給者およ五歳以上の高齢者に対する医療保険である [42 U.S.C. 五歳以上の高齢者に対する医療保険である [42 U.S.C. 立れている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、ナーシング・ホーム費、されている。パートAは、入院費、保険である [42 U.S.C. 五歳以上の高齢者に対する医療保険である [42 U.S.C. 五歳以上の高齢者に対する [42 U.S.C. 五歳以上の高齢者に対する医療保険である [42 U.S.C. 五歳以上の高齢者に対する [42 U.S.C. 五歳以上のる [42 U.S.C. 五歳以上のる [42 U.S.C. 五歳以上のる [42 U.S. 五歳以上のる [42 U.S.

北法48(2:51)319

入院費、

外来診療費、

ナーシング・ホーム入

び

|慢性腎臓病患者に給付しており、

連邦給与税によ

ŋ

ケースが少なくない。その他の公および民間の支援につたし、メディケイドの対象となる Spending down のるため、高額なナーシング・ホーム費に対する給付に日数の面などで制限があるため、高額なナーシング・ホームの費用に財産を使いるため、高額なナーシング・ホームの間度である。メディケアでは、ナーシング・ホームでは、大手をは外来診療の費用などをカバーし、われている。パートBは外来診療の費用などをカバーし、

いては第三章第一節1を参照。

- (16) 本稿では、(County's right)"to recover" or "to reimburse"を、「求償(権)」または「償還を受ける(権利)」と訳している。
 Applicants" Medicaid Manual Transmittal No.2, HCFA Pub. 45-3 Sec.3812, 1983-1 MEDICARE & MEDICARE
- Applicants" Medicaid Manual Transmittal No.2, HCFA Pub. 45-3 Sec.3812, 1983-1 MEDICARE & MEDICAID GUIDE (CCH) 32, 457 (Feb. 1983).

 比:アメリカ三六・二%、イギリス五〇・七%、ドイツ比:アメリカ三六・二%、イギリス五〇・七%、ドイツ五〇・八%、フランス六二・六%、スウェーデン七四・五%、日本三八・七%(ドイツおよびフランスは一九九五%、日本三八・七%(ドイツおよびフランスは一九九〇年の数値)、厚生省・前掲書(註3)一〇四頁。その他、公的医療保障制度のカバー率、およびホームヘルプサー公的医療保障制度のカバー率、およびホームヘルプサー公的医療保障制度のカバー率、およびホームヘルプサームの大力では、100円では、10

ビスを利用している高齢者の割合などを国別に見た場合

アメリカの数値は低い。厚生省高齢者介護対策本部

(ぎょうせい、一九九五年)一四九頁。事務局(監)『新たな高齢者介護システムの確立について』

や力点のおき方が若干異なるものの、この問題についてメリカにおける高齢者介護の諸問題」の二論文は、視点カにおける老人介護をめぐる諸問題」、および吉田邦彦「アメリ視書(註10)がある。同書の中でも、小石侑子「アメリ(19)主要なものとしては、老人介護と相続法理研究会・前(19)主要なものとしては、老人介護と相続法理研究会・前

九八八年)二二一頁以下、尾高都茂子「アメリカ法にお樋口範雄『親子と法 ― 日米比較の試み ―』(弘文堂、一龍也「アメリカの家族法」黒木・前掲書(註10)三九九頁、家族責任法について簡単に触れているのみである。鈴木

概括的に研究した先駆的論文である。この他次の文献が、

MATERIALS ON FAMILY LAW 1301-09(3d ed. 1992);いずれも約十頁を割いている。J.AREEN, CASES AND ると言われているケースブックは、家族責任法に関して、因みに、アメリカにおいて代表的な法学の教科書であ

この点に起因するものと思われる。

H.D.KRAUSE, FAMILY LAW 1038-45 (3d ed. 1990);

H.H.Clark, The Law Of Domestic Relations in This United States 488-97 (2d ed. 1987).

は統一されていない。法文上はFamily Responsibility と無として、Family Responsibility Laws(家族責任法), Relative Filial Responsibility Laws(子としての責任法), Relative Responsibility Laws(アメリカでは、同じ法の分野を指す言いて、所能の表面にある。アメリカでは、同じ法の分野を指す言いている。

さらに、個々の条文を指す場合以外に、この法分野全体う言葉を使うこととし、「家族責任法」と訳すことにした。のに対して、州によってはこの法律により、兄弟おあるのに対して、州によってはこの法律により、兄弟おめら、ここではより一般的な用語である「家族」という言葉は「子としての」という意味がしかし Filial という言葉は「子としての」という意味がある。このことから、ここではより一般的な用語である。このことから、ここではより一般的な用されているのに対して、論文の多くは、いう言葉が多用されているのに対して、論文の多くは、いう言葉が多用されているのに対して、論文の多くは、

②)Idaho Code. General Laws, Title 32, Domestic Relations.

を指す場合もあるため、家族責任「規定」ではなく、家

Chapter 10. Parent and Child, 1002, Reciprocal duties of support (1996).

連邦法をもって統一されてはいない。そこで各州が定め(3) 家族に課された扶養義務の範囲は州によって異なり、support (1996).

題の全体像を把握するよう試みた。る家族責任法をめぐる問る家族責任法を概括的に検討し、家族責任法をめぐる問

のである。 のである。 のである。 ない、全体的傾向を把握するよう努めるもりかし内容的に一般性のある問題が争われた各州の裁判の他、カリフォルニア州の裁判例を時系列を追って検りの他、カリフォルニア州の裁判例を明えな量の訴訟すべてを網羅するものではない。(2)裁判例に関しても、本稿は、家族責任法に関するアメ(2)裁判例に関しても、本稿は、家族責任法に関するアメ

(Si) Swoap v. Superior Court of Sacramento County, 10 Ca 3d 490, 111 Cal. Rptr.136, 516 P.2d 840 (1973).

(26)日本民法は「親族」を、六親等内の血族、配偶者およ

として使用している。"relative"は、主として血族を意味しかし本稿では「親族」という用語を "relative"の訳語び三親等内の姻族であると規定している(民法七二五条)。

するものとして用いられている。

真。 東京大学出版会、一九八九年)一七六 リカの社会保障』(東京大学出版会、一九八九年)一七六 単位の現金扶助制度である。社会保障研究所(編)『アメ 単位の現金扶助制度である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 単位の現金扶助制度である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規 である。社会保障法タイトルⅣ(A)に規

28) この問題については、Baldus, Welfare as a Loan: An

Empirical Study of the Recovery of Public Assistance Payments in the United States, 25 STAN.L.REV. 123 (1973)の子が財産の法定相続人または財産の受遺者であった場の子が財産の法定相続人または財産の受遺者であった場の子が財産の法定相続人または財産の受遺者であった場が特に詳しい。本稿では取り上げないとはいる。

は取り上げない。 の親族に対する求償をめぐる問題などもあるが、本稿での親族に対する求償をめぐる問題などもあるが、本稿でに違反した場合の損害賠償、または囚人を拘禁した費用き換えに財産を提供するという施設との契約、扶養契約(2) このほかに本稿と関連するものとして、生涯ケアと引

至るまでの施行状況を概説する。 族責任法がアメリカにおいて制定された後一九六〇年代後半に のため第一節で法の起源を古代まで簡単に遡り、

第二節では家

第一節 家族責任法の起源

1 古代ヨーロッパ

を占める傾向にあった。この家族構造は、厳格な階層社会、確をも含む拡大家族 "familia" が特に適合的であり、それが多数業経済には、嫡出子および(特定の)妻の他、養子および奴隷

具体的に見ると、ローマ社会以前の社会に支配的であった農

第一章 家族責任法の形成

メリカ史以前に遡って家族責任法の沿革を辿ることにする。こするために、アメリカにおける家族責任法の研究に倣って、ア展開を概観する。そして、家族責任法の性質をより正確に理解展開を概観する。そして、家族責任法の性質をより正確に理解展別を概覚する。そして、家族責任法の性質をより正確に理解を就責任法は、一九九七年現在、アメリカの二九州において見家族責任法の由来および歴史的困窮する家族の一員を扶養する義務を他の家族構成員に課す

の

である。

このため結局皇帝は、人々が扶養を求めて法に訴え

家族の結束を維持しようとした。

道徳規範のみでは確保困難となっていった 家族構成員の扶養は困難となっていった。

財政基盤も弱まり、

家族の相互扶助は、

大家族は、

支配に基礎をおく硬直した階級構造を解体し、

たりを受容させていた神聖なるものの力をも弱体化させた。

内外から崩壊の危機にさらされた。

拡大家族の父の

拡

給自足の社会は崩壊した。

またそのことは、

貴族 (patricians) 社会の中でしき

ところが軍隊の強化および商取引の急激な拡大に伴って、

員は、 固とした財産関係、 族の父(paterfamilias) 業経済における扶養は、 支えていたが、 法的義務ではなく、 世襲財産の維持および増加に寄与していた。こうして農 それによって支えられてもいた。 および社会生活全般に浸透した神聖観念を が家族構成員を扶養し、 社会を支える基盤となってはいたもの 道徳規範 他の家族構成 そして拡大家 はなく、 に由来する相互扶養義務が、 のように、 その後も拡大家族の維持を助けることになる。 それまでローマ社会を規律していた神聖な道徳規

たのである。そして法定された扶養義務は、 法定された義務へと変化してい 口 1 マ時代のみで 範

(mores)として保障されて 2 中 世から近世のヨ 1 U

ッ

パ

 $\widehat{\mathbb{T}}$ ヨーロ ッパ 大陸

自

習 よび奉公人からなる拡大家族が存在した。(8) 実な生計保障は、このような世帯の一員となることであった。 という利点から、二ないし三組の縁続きの家族、 U Ī 中世に入っても、 慣行)に表される倫理観が家族の結束を強めていた。 マ法は南ヨーロッパで継受され、 農耕または手工業における生産性 北部では、 個人にとって最も確 costuymen (慣 その奴 が高まる とは お

いえ、 家族も部分的には機能していなかったことが伺える。 者のケアに関して一定の役割を果たしていた点をみると、 教会、宗教団体および公的機関などの他の機関が、 貧困

この問題についての最も古い皇帝の回答書は、一〇〇年頃のも 親は子を扶養する法的義務を負うようになった。 である。 が扶養を求めてその子を法的に訴えることも認められた。 そして三世紀のウルピアヌス(Ulpians) 同時に、 の時代には、 両 ってい 0 減少が その後、 た。 夫婦一 こうして家族形態は変化したものの、 五世紀に始まり、 組およびその子以外の家族構成員を含む 世紀には核家族が 南 3 支配 口 世

親

0

ることを認めることにより、

北法48(2・55)323

ッ

18

った。親による子の扶養、子による親の扶養、さらには孫と祖 個々人は、自己の資力のみに依存せねばならない状態にはなか した慣習により、 ではローマ法、 北ヨーロッパでもローマ法の影響を受けて発達 家族間の扶養義務が規定されていた。つまり、

規範は、その後の民事法の発達に影響を及ぼしているといわれ

アメリカ家族責任法の直接的起源の一端を見いだしうるのは、

父母の間の相互扶養が義務づけられていたのである。これらの

礎となった。 ズおよび扶養義務者の扶養能力に応じて、互いを扶養する義務 成年子、その両親、他の直系尊属および養子が、要扶養者のニー アメリカのルイジアナ州に見られる、 限度の生活を保障することを求めた。ナポレオン法典は、現在 を負っていた。同法は家族の結束を方向づけ、家族全体で最低 後に制定されたナポレオン法典である。ナポレオン法典では、 大陸法系の扶養規定の基

1 コモン・ロ

貧窮していたとしても、子には両親を扶養する法的義務はなか コモ ン・ロ の支配する英国では、 両親が高齢で自活できず

> の被告負担部分を、被告が原告に支払うよう判示されている。(『6) 告に支払うとの子供間の黙示の契約を理由に、扶養費用のうち によっては、黙示の契約により両親を扶養する義務を負って より、両親を扶養する義務、または第三者が両親に供給した生 た、 貧窮した両親を扶養する子の道徳的責任は認められていた。 の義務、 った。コモン・ローにおける扶養義務は、未成年子に対する親(エ) 扶養した事例では、 た。例えば、被告(息子)の要請で原告(娘)が両親を五年 活必需品の費用を支払う義務を負うことはあった。さらに場合 が扶養義務を負っていた)。とはいえ、大陸法系の国々と同様. コモン・ローでも、成年子は明示の契約を締結することに および夫婦間の義務であった(ただし当初は、夫のみ 両親の扶養に要した費用について被告が原

間

そのような埋葬費の支払いが認められている。 から支払った事例で、子の法的および道徳的義務を考慮して、 般後見人が、貧民墓地を避けるために埋葬費をその子の不動産

一方、エクイティ上も、母親の埋葬にあたって、未成年子の一

縁からなる共同体によってケアされていた。中世の英国社会は 封建領主とその家臣との主従関係に代表される、共同体的土地 しか規定されていない英国でも、 また、コモン・ロー上は限られた範囲の家族間 困窮者は通常、 地縁または血 での扶養義

縁または血 所有を基軸とした社会関係が形成された封建社会であった。 縁の紐帯によって、 労働および生活における強固 地 な

相互扶助基盤が つくり出されていた。そして被支配者が支配者

代わりに、 に人格的に拘束され、 支配者は共同体の成員たる被支配者を保護する義務 その命令に服従しなければならなかった

生計保障機構となっており、 を負っていた。 らには心身障害者の救済もなされていた。またこうした共同体 絆から離脱した者の救済は、 この相互依存関係が、共同体の成員にとっての その中で、 キリスト教教会を中心とする慈 未成年子、 高齢者、 さ

て英国の人口が約四〇〇万人から約二五〇万人にまで減少した ところが一四世紀に入ると、 商品経済が徐々に浸透し、 加え

善事業の手に委ねられていた。(18)

ら掘り崩されていった。さらに一五世紀から一六世紀にかけて 自給自足の生活を基盤とする中世社会は、しだいにその根底か とされるペストの影響で、 数々の戦乱が前述のような社会構造を有した中世社会を解体(20) 共同体社会による救済機構も失われ、 農業人口も減少した。これにより、 大量の貧民および浮

> 2 英国救貧法

規制命令および法である。(21) 大に対応して一三四九年から五一年にかけて制定された労働 英国における最初の貧民対策法は、 <u>ત</u> 救貧立法 しかし政府は、

ペストによる浮浪者

0)

増

極的であった。

しかも労働者規制命令および法は、

貧困問題に対して消

び浮浪を禁止し処罰した懲戒的で弾圧的な規定であ

ŋ 物乞いお

救貧立

ょ

この

貧民抑圧立法であったといわれている。

ため実際の救済は、 法というよりも、

依然として、

政府ではなく教会または

私

教会が貧困者救援の第

慈善事業によって提供されていた。

を除去したことにより決定的となった。 より これら私的資源が前述した社会の変化に対応できなくなる その財産を臣下に提供して、 てその必要性は、一六世紀後半にヘンリ八世が修道院を接収し、 公的な財政援助の必要性がますます増大していった。 所であり、 第二がギルドまたは私的基金であった。 従来の貧困者救済の主要なより しかし、 そし

7

定された。 とされた英国では、 分離し、 こうして貧困者救援の私的資源が不足し、 前者には就労の機会を与え、 これらの救貧法では、 五三 年法に始まる、 稼働能力の 後者には必要な扶助を行 ある者とない 公的な支援が必要 連 ゎ 救 貧症 . 者を が 制

民対策に本格的に乗り出していったのである。

対処するために、 浪者が発生した。

テューダー

朝の絶対王制が、

玉

家規模での貧

そこでこのような貧民および浮浪者の問題に

北法48(2:57)325

をきわめていた。こうした情況において、公的財政援助を最も稼働能力がありながらも労働意欲のない者に対する処罰は苛烈失業対策の一環へと徐々に発展していったのである。とはいえ、った。一連の立法は、当初の単なる治安維持のための対策から、

積極的に規定したのが、これら救貧立法を集大成した一六○一

法を集大成したエリザベス救貧法は、一八三四年の救貧法改正面に登場してきたことを象徴していた。そして一六世紀の諸立のまは、貧民の救済に対する国家の積極的な対応を初めて示しの法は、貧民の救済に対する国家の積極的な対応を初めて示したものであり、一六世紀以前にすでにその救済機能を喪失しつの法は、貧民の救済に対する国家の積極的な対応を初めて示したものであり、一六世紀以前にすでにその救済機能を喪失しつの法は、貧民の救済に対する国家の積極的な対応を初めて示したものであり、一六世紀以前に対果的に取り組もうとする、含む一連の救貧立法は、貧困問題に効果的に取り組もうとする、含む一連の救貧立法は、

(ロ) エリザベス救貧法

に至るまで、英国救貧対策の指針となっていた。

より、直系血族にまで拡張された。 当初親と子のみであったが、一六〇一年のエリザベス救貧法に当初親と子のみであったが、一六〇一年のエリザベス救貧法に当初親と子のみである。相互扶養の義務が課されていた主体は、家族の扶養義務を救貧法に規定したのは、一五九七年のイン家族の扶養義務を救貧法に規定したのは、一五九七年のイン

「すべての貧困者、高齢者、エリザベス救貧法

シリングの罰金を支払わなければならない。」 シリングの罰金を支払わなければならない。 教済及び扶養は、扶養可能な者裁判所において評価する方法及び扶養は、扶養可能な者なければならない。 教済及び扶養は、扶養可能な者なければならない。 当該扶養義務に違反した場合、不履なければならない。 当該貧困者をすべて救済し扶び祖父、母及び祖母並びに子は、十分な能力がある場合

公による扶助の経費負担を一部軽減するものだと解されている。 皆は、一般に、特定の親族に扶養義務を負わせることにより、 所するべきではないとされていた。エリザベス救貧法の立法趣 の扶養義務の原則を定めていることである。ここでは、私的な が果たされた後でなくては、貧困者の扶養に公的資源を利 では、一般に、特定の親族に扶養義務を負わせることにより、 (31) (32) (33) (33) (34) (35) (36) (37) (37) (37) (38) (38) (37) (38) (38) (39) (30) (30) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (37) (38) (38) (38) (39) (49)

そしてアメリカ家族責任法の大半は、こうしたエリザベス救貧

弱者又はその他の就労不可能な貧困者については、父及

視覚障害者、

身体障害者、

法に代表される、一六または一七世紀の英国教算法から発展し たものである。(怒)

第一章第一節註

(-) Alaska Stat. §§25.20.030, 47.25.230 (1996); Cal. Fam. Code §§3910, 4400, 4410 (Deering 1997), Cal. Wel. & Inst. Code §§12350, 17300 (Deering 1997), Cal. Pen. Code §270C (Deering 1997); Conn. Gen. Stat. §46b-215 (1997); 13 Del. C. §503 (1996), 31 Del. C. §511 (1996): O.C.G.A. §36-12-3 (1996): Idaho Code §32-1002 (1996); Burns Ind. Code Ann. §31-2-9-1 (1996); Iowa Code §252.2 (1996); KRS Ann. §530.050 (1996): La. R.S. 13: 4731 (1997); Md. Family Law Code Ann. §§13-101, 102 (1996), Md. Health-Gen. Code Ann. §16-101, 102, 203 (1996); Mass. Ann. Laws ch. 273, §20 (1996); Minn. Stat. Ann. §256D. 15 (1996); Miss. Code Ann. §43-31-25 (1996); Mont. Code Ann. §40-6-301 (1995): Nev. Rev. Stat. Ann. §428.070 (1995); RSA §§167:2, 546-A:2 (N.H.Rev.Stat. Ann. 1996): N.I.Laws §44:1-139, 140, 141 (1996); N.C. Gen. Stat. §14-326.1 (1996); N.D. Cent. Code, §14-09-10

- (1995) : ORS §§109.010, 416.010-020, 416.030, 2919.21 (A) (3) (1996); 62 P.S. §1973 (1996); R.I.Gen. Laws. $\S\$40-5-13$, $15-10-1 \sim 7$ (1996); S.D. Codified Laws §25-7-27, 28 (1997); Tenn. Code Ann. §§71-5-103 (8) . 71-5-115 (1996) : Utah Code Ann. §17-14-2 (1996); 15 V.S.A. §202 (1996); Va. Code Ann. §20-88 (1996); W.Va. Code §9-5-9 (1996). ▷□ リダ、テキサス、およびワイオミング州においては、家 族責任法が定められたことはない。
- (∞) See generally Byrd, Relative Responsibility Extended: Requirement of Adult Children to Pay for Their Indigent Parent's Medical Needs, 22 FAM.L.Q. 87 (1988); and Garrett, Filial Responsibility Laws, 18 J. FAM.L. 793 (1979-80).
- (๑) 無国揺 "Honor thy father and thy mother that thy days may be long in the land that the Lord thy God giveth thee (あなたの父と母を敬え。これは、あなたの神、主が弱 る地で、あなたが長く生きるためである。) "Exopus (旧 袋 聖書・田エジプト記) 20:12 (一九五五年記). Byrd. supra note 2, at 87; Lopes, Filial Support and Family Solidarity, 6 PAC.L.J. 508 (1975).
- (\rightarrow) See generally Houtte & Breda, Maintenance of the Aged by Their Adult Children, 12 LAW & SOCY, REV. 645, 646-49

- (1978).
- (15) Id. at 647, n.4.
- 嫌ったため、法的訴えは一般的ではなかった。Id. at(6) そもそもローマ人は家庭問題を法廷に持ち込むことを
- る、ローマ皇帝の返答。 (7)rescript:法律上の論点に関する法教行者の質問に対す
- (∞) See generally Houtte & Breda, supra note 4, at 649-51.
- (5) Id. at 650.
- (♀) Id. at 650-51.
- Art. 205 of the Napoleon; Succession of Guidry, 40 La.671, 673, 4 So.893, 895 (1888). ナポレオン法典!!○ 口~!!○ 兄条。!!○ 口条条! 頂「小はニーズのあるやの口~!!○ 兄条。!!○ 口条条! 頂「小はニーズのあるやの口)
- (\(\text{\tint{\text{\tin}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tet
- (A) Americana Healthcare Center v. Randall, 513 N.W.2d 566, 571 (1994); Estate of Chrzan, 353 N.E.2d 438, 440 (1976); Albert Einstein Medical Center v. Forman, 212 Pa. Super.450, 243 A.2d 181, 183 (1968); State Welfare Comm'r v. Mintz, 28 A.D.2d 14, 280 N.Y.S.2d 1007, 1009 (1967); Couteau v. Couteau, 192 Misc. 736.

- 740,77 N.Y.S.2d 113,116-17 (1948); Howlett v. Social Security Comm'n, 347 Mo. 784,790,149 S.W.2d 806,810 (1941); Conant v. State, 197 Wash. 21,84 P.2d 378,380 (1938); Moss v. Moss, 163 Wash.444,1 P.2d 916,918 (1931); Wood v. Wheat, 226 Ky. 762,11 S.W.2d 916,917 (1928); Duffy v. Yordi,149 Cal. 140,84 Pac. 838 (1906). Garrett, supra note 2, at 794; Jones, The Problem of Family Support: Criminal Sanctions for the Enforcement of Support, 38 N.C.L.R.,1,22 (1959-60); Riesenfeld, The Formative Era of American Public Assistance Law, 43 CALIF. L.REV. 175,199 (1955); 毗长川台(幽)『 単昧ら除 性別。(谷村宮、175,199 (1955); 毗长川台(山)『 中間の大田、1月10日)
- (型) Thornsberry v. State Dep't. of Pub. Health & Welfare, 365 Mo. 1217, 1223, 295 S.W.2d 372, 376 (1956).
- (\(\mathref{\Pi}\)) Ulrich v. Ulrich, 136 N.Y. 120, 32 N.E. 606, 607 (1892).
- (\(\sigma\)) Wyman v. Passmore, 146 Iowa 486, 125 N.W. 213, 214 (1910).
- (△) In re Connolly's Estate, 88 Misc. 405, 407, 150 N.Y.S. 559, 560 (1914).
- (≌) Riesenfeld, supra note 13, at 178-180; 电撇匣计『컱邻

的研究!』(法律文化社、一九七三年) 一四-一五頁。一九七八年) 四-六頁、樫原朗『イギリス社会保障の史ナー(古川孝順訳)『アメリカ社会福祉の歴史』(川島書店、一九八六年) 一一-一二頁、ウォルター・コ・トラット『貧困との戦い — 貧足法から福祉国家へ!』(梓出版社、一九九〇年) 五一頁以下、B・ロジャース(美禺孝人訳)1五○頁、田中英夫『英米法総論』上(東京大学出版会、保障史 恩恵から権利へ』(青木書店、一九九四年)四七

- 一四〇二年)など。 年戦争(一三三七~一四五三年)、ばら戦争(一三九九~(3)一三八一年の農民一揆、フット・タイラーの反乱、百
- (る) The Ordinance and Statute of Labourers of 1349-1351; 25 Edw.3, st.II (1350-1351), preceded by the Ordinance of Labourers, 23 Edw.3, c.I VIII (1349). Lopes, supra note 3, at 510ff; tenBroek, California's Dual System of Family Law: It's Origin, Development and Present Status, 16 STAN.L.REV. 257, 270-72 (1964); 屯隆・温堅軸(提系) 十一〈阿〉 単一、一人同公司 (1964) (
- (S) Garrett, supra note 2, at 795; Lopes, supra note 3, at

- 509-10; Riesenfeld, supra note 13, at 179-80.
- (♥) 22 Henry VIII, c.12 (1531).
- (名) | 日三六年法: 27 Henry VIII, c.25; | 日子六年 世: 18 Eliz., c.3; | 日子二年法: 14 Eliz., c.5; | 日子六年 地: 18 Eliz., c.3.
- (\(\xi\)) 43 Eliz. 1, c.2, §VII (1601).
- (₺) tenBroek, supra note 21, at 260.
- (\infty) 39 Eliz. 1, c.3, \(\) VII (1597).
- (\mathrm{\mirr\m{\mirr
- (S) Tully, Family Responsibility Laws: An Unwise and Unconstitutional Imposition, 5 FAM. L. Q. 32, 37-38 (1971); Riesenfeld, supra note 13, at 178.
- (別) 第二章第二節1(一)「家族責任法の目的」参照。
- (ℜ) Anonymous v. Anonymous, 26 N.Y.S. 597, 600, 176

Misc. 103 (1941); E.ABBOTT, PUBLIC ASSISTANCE,

AMERICAN PRINCIPLES AND POLICIES 155-163 (1966).

家族責任法の生成と発展

向にあった時代についての説明である。 割が模索されるようになる以前の、 社会保障制度の充実とともに、社会保障との関係での家族の役 家族に扶養義務を課す家族責任法の利用は減少した。本節は、 障制度が拡充し、社会が高齢者ケアを担っていったことにより、 を概説する。一九六〇年代以降は、高齢者ケアを支える社会保 一九六〇年代に至るまでの、家族責任法の生成過程と発展情況 第二節では、アメリカにおいて家族責任法が制定されてから 家族責任法の利用が増加傾

1 アメリカ家族責任法の制定

命令である。法制度としては、最初の救貧法が、一六四二年に(3) グランドのマサチューセッツ・ベイで出された一六三九年の 植民地における最初の救貧政策といえるものは、ニュー・イ

を広く規定する州もあった。ニューヨーク州では、

困者の孫もしくは兄弟姉妹を扶養義務者に含めて、

責任の範囲 一七八四年

四三年法に規定され、その後救貧条項として修正されてゆく。 ている。また南部の植民地、例えばヴァージニアでは、税を財(55) セッツ救貧法に倣って、類似の救貧法が一六五〇年に法定され ニュー・プリマスで制定された。コネチカットでは、マサチュ た。中部の植民地において、最初の救貧法が採択されたのは一 ケアする役割を担うのは慈善事業および教会であると解してい この他中部の植民地では、オランダからの入植者が、困窮者を 源とした分配を困窮者に対して与えうる教区会の権限が、一六

六六一年である。 (37) とにより、家族責任の範囲を狭く規定する州がある一方で、貧 他の地域においても、家族に扶養義務が課されていった。こう ~三年にマサチューセッツ・ベイで初めて規定された。その後 て、多数の法が修正されている。その中で、直系親族は困窮し(38) のであった。例えば祖父母もしくは子を扶養義務者から除くこ 族責任法の大半は、エリザベス救貧法に僅かな変更を加えたも して定められた各州の家族責任法には相違点があるものの、家 た他の親族を扶養する第一順位の義務を負うことが、一六九二 一七世紀末から一八世紀にかけては、公的扶助の領域におい

対する法がエリザベス救貧法を参照して新たに制定された。本(4) 稿で重点的に検討するカリフォルニア州の法制度は、 ヨーク州法の影響を受けたものである。こうして英国救貧法に(4) 二 ユ 1

および一七八八年に植民地時代の救貧法が廃止され、困窮者に

規定された家族責任の精神が、 アメリカ家族責任法においても

引き継がれた。

任法の利用は活発化したのである。(45) 会であり、 ものの、一八世紀および一九世紀のアメリカは、 が二〇世紀に入ると、社会経済的状況が変容したため、 家族責任法は、このように一七世紀末から定められていった 家族責任法はそれほど利用されていなかった。これ 農業主体の社

2

家族の変化と家族責任法

二〇世紀に入って産業化が進むと、裁判所は家族責任法を適

ではなく世帯単位で行われていたからである。

ところが産業化

個人単位

会保障制度が拡充された一九六〇年代に至るまで続くこととな 用して家族に扶養義務を課してゆくようになり、 この傾向は社

った。

しかし家族責任法の適用される事例が増加する一方で、

同時に様々な問題を生みだした。そのため、 法学者およびソーシャルワークの専門家な

家

どが、

族責任法に対する、 社会の変化は、

> 農業を主体とした社会経済的状況は、 拝され、 はあった。アメリカという新しい社会では過去よりも将来が崇(6) メリカ人も、 法の対立を遅らせ、その対立は二○世紀に至ってから表面化 自由の空気は個々人を重視したからである。 親を扶養する法的義務を子に課すことに否定的で 社会の扶養観と家族責任 とはいえ

どによる批判が高まっていった。もとより、一八世紀ごろのア

家族規模の縮小

ることになったのである。

有しており、その稼働力が衰えた後も、 ある。農業社会においては、(④) 会から産業社会への移行と、それに起因した家族規模の縮小で する支配力を保持していた。 家族責任法に対する批判を高めた最も重要な変化は、 おおかたの経済活動が、 たいてい高齢者が家族の財産を所 経済力および家族に対

発化が家族の結び付きを弱めた。 ければならない情況から解放し、 とともに、 会への移行、 工場雇用の可能性が若者を家族に直接的に依存しな およびこれに伴う農村から都市への若者の移動 地域移動および社会移動の活 さらに、農業社会から産業社

拡大家族を衰退させた。そしてその結果である核家族構

家族構造の顕著な変化としては、子の減少も挙げられる。平造は、拡大家族に比べ、相互扶養能力に欠けているのである。(8)

で扶養能力が低下したにもかかわらず、依然として扶養義務がは、それぞれの子が担う扶養負担の増加を意味している。そこ

たが、一九六〇年には二・五人に減少した。こうした子の減少均的家族における子の人数は、一九一〇年には四・五人であっ

に対する人々の批判が高まった。課されたことにより、家族扶養の弊害が表面化し、家族責任法

(二) 高齢者の増加

加率の二倍にあたる。また六五歳を越える者の割合も、一八五千万人となった。これは六倍以上の増加であり、一般人口の増を越える人口は約三〇〇万人であったが、一九七〇年には約二てないほど増加した高齢者数である。一九〇〇年には、六五歳次に挙げるべき重要な変化は、絶対数および割合ともにかつ

四・一%、一九七〇年には九・八%に上昇した。 (50) (50)

び平均寿命が伸びたことなどが挙げられる。この他、移民の影している。基本的なものとしては出生率が低下したこと、およ(5)

してきた当時は若者であった多数の移民が、二○世紀半ばには要因と比較して重要ではなかった。しかし二○世紀初めに移住響も見逃せない。一般的に、高齢化に関する移民の影響は他の

人口を高齢化させる要因となった。

族が高齢者を扶養する上での諸問題に直面するに従い、家族にに関する子の感情または能力が問われる機会は少なかった。家高齢者の数および割合が僅かであった時代には、両親の扶養

よる扶養という観念が、鋭く問われるようになった。

三) 長寿化の影響

もなっている。 たのだが、同時に、子の扶養義務を否定する次の見解の理由とたのだが、同時に、子の扶養義務を課すインセンティブとなっこうした長寿化が家族に扶養義務を課すインセンティブとなっには四九歳、そして一九七○年には七○・八歳にまで伸びた。一八世紀には三五歳でしかなかった平均寿命は、一九○○年

内容が変化したことになる。はたしてそのような負担まで子に大なものとなっており、同じ扶養義務とはいえ、その負担する化した。そこで扶養義務を負う子の負担は、一八世紀と比べ多第一に、長寿化によって、子が高齢親をケアする期間が長期

担わせてよいものかと疑問視されている。第二に、八○歳を越

ある。

牲にして、 る連邦および州 平均寿命が伸びたことによって引き起こる問題を見過ごして える高齢者の場合、 連 邦および州の財政赤字を削減しようとする過酷な 政府の態度は、 その子もまた高齢である。 成年子の権利およびニーズを犠

このことから、 い てお 期 B 《待することが難しくなった。 n ŋ t ſ, 高齢者自身も、 た。 教会の役割が低下するとともに、こうしたケアに 物理的 のみならず精神的に宗教に支え

のであると主張されている。

回

その他

の

要因

3 財政 の悪化と家族責 任 法

|○世紀初頭にお

į, ては、

家族責任法に対する批

判もあっ

て

批判を高める一 社会保障制度を充実させていった点も、 因となった。二〇世紀に至るまでは、 家族責任法に対する 高齢者の

0) か、 裏腹に、 九三〇年代になると、 `利用は加速されることになる。 家族責任法の利用 以下の状況下において、 公的扶助費の急増によっ は一定程度に抑えられていた。 家族責任法に対する批判とは 家族責任法を根拠に、 て、 家族責任法 しかし 積極

7 問題に対する理解の浸透、 会的原因が明らかにされ、多くの高齢者が貧窮状態を回避でき ない情況にあることへの認識が深まっていった。 ・の費用を公的財源から支出することへの抵抗が減少したので および共感の増大に伴い、 そして、 高齢者ケ 困窮

結果であると考えられる場合が多かった。

しかし貧困に至る社

に家族に扶養義務が課されていったのである。

財産を浪費した

貧困は、

主に、

老後の生活に備えることなく、

高齢 族による扶養が可能か否かを考慮せねばならなかった。 0 に対して連邦政府が補助金を交付する公的扶助 会保障法に規定された。 不況をきっかけとして、 制 九二九年一〇月の株価大暴落にはじまる一九三〇年代の大 度において州が連邦政府の補助金を受けるためには、 者のニー ズおよび 扶助受給資格を認定するに 一九三五年、 これは、 困窮した高齢者を扶助する 老齢扶助プロ 制 一度であ あたって、 グラム

る。

州

が

州 社

少が指摘されている。 対する子の態度を変化させた要素として、 きであろう。 次に、 アメリカにおいて宗教の重要性が衰えた点も挙げるべ 宗教の 影響 加えて、 力は明確にはできない 歴史的に教会は高齢者を救済 信仰心の厚い者の減 が、 親の扶養に

親 は

そこで

三四州が家族の扶養義務を明確に法定し、

五州が規定は無

ものの、

養を考慮するなどの運用を行った。家族の扶養義務を明確に否 定したのは二州のみであった。大半の州が、社会保障制度に優 高齢者の「資力」を計算するにあたって家族からの扶

負担を軽減するものであると判示されていた。(6)

よって、家族責任法の利用が促されたことになる。しかし、家(8) 先する子の老親扶養義務を前面に出したのである。既に家族の 扶養義務を規定していた州においても、老齢扶助プログラムに

そのことは、家族責任法が多用された状況の一端を示すもので しかない。行政機関はこの時期、家族に扶養義務を課すために、 この時期、裁判所で争われた事例が比較的多かったとはいえ、

家族責任法を積極的に運用していた。こうした情況は、一般扶

かけとして、家族責任法が積極的に運用されていったわけでは が高まった。このため、老齢扶助プログラムの制定のみをきっ

族に扶養義務を課す家族責任法に対しては、研究者による批判

ない。家族責任法の利用は、さらなる社会保障支出削減の必要

強制するために、裁判所を利用した行政機関は少ない。しかし える。「クライアントを扶養することを扶養義務を負う親族に(65) 助制度に関する一九四九年の調査結果における次の記述から窺(6)

行政機関は、扶養能力がありながらも扶養を行っていない親族

が存在する場合は、手当の支給を時に拒否していた。そして親

性から進められていったのである。

家族責任法の運用に対する関心を一挙に高めたのは、第二次

た。 族からの拠出を確保するために、 あらゆる手段がとられてい

世界大戦とともに急増した公的扶助費を削減する必要性である。 戦後は家族責任法の利用を促進するための、家族責任法および

それに関する政策の明確化がなされた時期として特徴づけられ

よう。家族責任法に関する裁判上の紛争も、一九三○年代から 九六○年代後半ないし七○年代に至るまでが最も多い。裁判 されていった。そしてアメリカでは、家族責任法の運用は、 よびアメリカでも、公費削減の要請から、 コモン・ロー上は、老親を扶養する義務を子が負わない英国お 家族に扶養義務が課 そ

以上家族責任法の史的展開の概略を一九六〇年代まで辿った。

家族責任法をしばしば適用していた。そしてそれらの判決にお 所は、困窮した老親を金銭的に扶養するよう子に命令する際、 いては、家族責任法は、金銭的扶養が可能な親族に一定の負担

の

後も社会保障政策に左右されていた。

九六〇年代以降は、連邦社会保障政策の充実に従い、

家族

を求めることによって、貧困者を支援する州および地方当局の 北法48(2.66)334

いては、第三章以下の研究の前提となる家族責任法そのものの用抑制の要請から、家族責任法が再度注目されている。そこで第二章にお家族責任法の強化を訴える見解と、逆にその廃止を主張する見解とが再び対立するにいたっている。こうした社会保障と家族所とが再び対立するにいたっている。こうした社会保障と家族所とが再び対立するにいたっている。そこで用抑制の要請から、家族責任法が再度注目されている。そこで

第一章第二節註

致責去の制定こちにって各州が辿った多様な道筋につ、 Wiesenfeld, supra note 13, at 205-09.

ての邦語文献としては、トラットナー・前掲書(註18)民地の救貧法およびその成立を促した歴史的背景につい各地域毎に年代を追って詳細に研究したものである。植名地域毎に年代を追って詳細に研究したものである。植教貧法の制定にあたって各州が辿った多様な道筋につ救貧法の制定にあたって各州が辿った多様な道筋につ

発達史』(光生館、一九六三年)一二一二五頁参照。

一五-二八頁、および一番ケ瀬康子『アメリカ社会福祉

の一九三四年の時点では、以下の三六州の救貧法において、 (40) Riesenfeld. supra note 13, at 226-32. Abbott. Abolish the Pauper Laws. 8 SOCIAL SERVICE REV. 1, 15 n.17 (1934) (後述する老齢扶助プログラムが制定される直前 (1934) (後述する老齢扶助プログラムが制定される直前 (1934)

- プリマスと同様の経緯を辿っている。 セッツ・ベイ植民地における救貧法の発展は、ニュー・1860); Riesenfeld, *supra* note 13, at 203-05. マサチュー
- (35) 1 PUBLIC RECORDS OF THE COLONY OF CONNECTICUT 138, 154, 216 (Trumbull ed. 1850); Riesenfeld, supra note 13, at 209-12.
 (36) 1 HENING'S VIRGINIA STATS. AT LARGE 242; Riesenfeld,
- supra note 13, at 214-17.O.Callaghan, Laws And Ordinances Of Ne

理解を深めるために、家族責任法の枠組を明らかにしてゆく。

- (S) O.CALLAGHAN, LAWS AND ORDINANCES OF NEW NETHERLAND, 1638-1674, 216 (1868); Riesenfeld, supra note 13, at 214-17.
- (\Re) Riesenfeld, supra note 13, at 223ff.
- (努) Act for regulating of townships, choice of town officers, and setting forth their powers (1692-3), 89; 1 ACTS AND RESOLVES OF THE PROVINCE OF THE MASSACHUSETTS BAY COLONY 64ff (1869); Riesenfeld, subra note 13, at 225-26. リュー・イングランドのマサチューセッツ・ベ

北法48(2·67)335

困窮した家族を扶養する他の家族構成員の義務が定められていた:Alabama, California, Colorado, Connecticut, Delaware, Florida, Georgia, Idaho, Illinois, Indiana, Iowa, Kentucky. Louisiana, Maine, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Mississippi, Montana, Nebraska, Nevada, New Hampshire, New Jersey, New York, North Dakota, Ohio, Oklahoma, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, South Dakota, Utah, Vermont, Washington, West Virginia, and Wisconsin.)

- (4) Riesenfeld, supra note 13, at 229, 232-33. 植民地における他の救貧法の模範となったマサチューセッツの規定は、エリザベス救貧法を模倣したものだと言われている: タホ州の規定(序章1(二)「アメリカ家族責任法におけずホ州の規定(序章1(二)「アメリカ家族責任法における家族の役割」)と、エリザベス救貧法(本章第一節2(二)る家族の役割」)と、エリザベス救貧法」)とを比較されたい。

義務者から外している; tenBroek, supra note 21, at 294,していたものの、一八二〇年に、祖父母および孫を扶養してニューヨーク州では、当初扶養義務を孫にまで拡大拡大している; ABBOTT, supra note 32, at 156. これに対拡大している

- (4) N.Y.Sess.Laws 1784, ch.35; N.Y.Sess.Laws 1788, ch.14, 15, 31, 62; tenBroek, *supra* note 21, at 291-98.
- は、tenBroekの論文が詳しい。 おいて家族の扶養義務が規定されていった過程について(44)Id. at 291. 本稿で詳しく検討するカリフォルニア州に
- (4) Lopes, supra note 3, at 509, 514ff.
- (46) Id. at 514.
- (4) *Id.* at 514-15.
- 前掲書(註3)一五八-一六〇頁も参照されたい。(48)第一次大戦後のアメリカの状況について、一番ケ瀬・
- (\mathfrak{P}) Lopes, supra note 3, at 516
- (50) Id. at 515. 六五歳以上の人口は、一九九四年には三三一五万人になっている。六五歳以上の人口の割合は、一九九四年には、二二・七%となっており、二〇五〇年には、二〇・八%になると推計されている(中位推計)。UNITED NATIONS, DEMOGRAPHIC YEARBOOK, Table 7 (1994): UNITED NATIONS, WORLD POPULATION PROSPECTS, THE 1994 REVISION, Table A.33, United States of America.

北法48(2·69)337

- (5) Lopes, supra note 3, at 515-16.
- (E) Lopes, supra note 3, at 516-17.
- (名) 条族責任に関する書物の中では、法以外の領域では、 PHY (1992).
- ゼニヤ両人図 | 柳 | 中 (| 七七〇母) ! |〇川-1 |〇固両。 名は、1935、ch.531、§1 et seq., 49 Stat. 620、reproduced at 42 U.S.C. §301 et seq. (1970). Lopes, supra note 3, at 512; Hart, The Responsibility of Relatives under the State Old Age Assistance Laws, 15 SOC. SERVICE REV. 24ff (1941); 探光響紙「トメニカンのは、15 SOC. SERVICE REV. 24ff (1941) によって、15 SOC. SERVICE
- (\$\mathcal{L}\$) Hart, supra note 55, at 24.
- (5) Id. at 25, n.2 (Alabama, Alaska [later], California, Connecticut, Delaware, District of Columbia, Hawaii [later].

- Illinois, Indiana, Iowa, Kansas, Kentucky, Louisiana, Maine, Maryland, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Mississippi, Nebraska, New Hampshire, New Jersey, New York, North Dakota, Ohio, Oregon, Pennsylvania, Rhode Island, South Carolina, Vermont, Virginia, Washington, West Virginia, and Wisconsin).
- (%) Id. at 46-52, and at 25, n.3 (Arizona, Arkansas, Colorado, Florida, Georgia, Idaho, Missouri, Montana, Nevada, New Mexico, North Carolina, Oklahoma, South Dakota, Tennessee, and Wyoming).
- (A) Id. at 25, n.2 (Texas and Utah).
- タにおいては、反対に家族の扶養義務が削除された。老齢扶助プログラムを機に家族責任法が定められた。ユヴァージニア、そして後にアラスカおよびハワイにおいて、カンザス、メリーランド、サウスキャロライナ、およびれていた各州(註如参照)に加えて、コロンビア特別地区、(6) Lopes, subra note 3, at 512. 既に家族責任法が定めら
- (3) Abbott, *supra* note 40, at 15; A.L.SCHORR, FILIAL RE-SPONSIBILITY IN THE MODERN AMERICAN FAMILY, US DEPT. OF HEALTH, EDUCATION AND WELFARE, SOCIAL SECURITY DIVISION OF PROGRAM RESEARCH (1960).
- (3) SCHORR, supra note 61, at 23; Lopes, supra note 3, at 512.

64 63 独自に負担し運営していることからも、多くの一般扶助 ならびに現金および現物の扶助など多様である。各州が よび地方によって異なっており、現金扶助、 施するプログラムである。 制度、または社会保険プログラムなどによって援護され ある。州または地方政府が独自に財源を支出し、 ない人々に手当を支給することを目的とした公的扶助で および第二章第二節1(一)「家族責任法の目的」参照。 本章第一節2 (二) (2) (ロ) 「エリザベス救貧法」、 一般扶助制度 (GA: General Assistance) 扶助の種類はそれぞれの州お は、 現物扶助、 他の扶助 かつ実

(6) Mandelker I, supra note 29, at 502, n.14 家族責任法を定めるものが多い。

制度は、

明らかにしてゆく。 務の性質、および、 をめぐる諸問題の検討を通じて、家族責任法の構造と機能を明 らかにしてゆく。こうした家族責任法の具体像を探る作業によ って、アメリカにおいて、家族、 扶養義務を課すことによって生じる問題を なかでも子の負担する扶養義

第一 節 家族責任法の形態

1 家族責任法の立法類

一) 規定方法

の内容は概ね類似している。(4) られる。各州の家族責任法は、ナポレオン法典から発展したル(2)(3)(こ)(3)。一九九七年現在、二九の州に家族責任法が見に課していった。一九九七年現在、二九の州に家族責任法が見 イジアナ州を除いて、 責任法が、家族のなかの困窮者を扶養する義務をその他の家族 び未成年子を扶養する親の義務であった。アメリカでは、 コモン・ロー上の家族の扶養義務は、夫婦間の扶養義務およ エリザベス救貧法から発展しており、

次に公的扶助および医療といった社会保障法、そして刑事法な 家族の扶養義務は、 家族法に定められていることが最も多く、

家族責任法の枠組

家族責任法をめぐって提起されている紛争の類型化を通じて、 家族責任法の分類を試みる。次に第二節で、家族責任法の適用 る義務を家族に課していったアメリカの歴史を概観した。本章 第一章では、 第一節で、各州が規定する家族責任法の類型化、 公的扶助費の削減などを理由に高齢者を扶養す および

ていても、家族の相互扶養義務のみを定めた規定もあり、どう(マノ しうることを定めた規定もある。他方で社会保障法に定められ(6) 困窮者に支給した社会保障の給付費用を他の家族構成員に求償 した家族責任法を内容別に見ると、おおよそ以下のものに分類 養義務の性質を探ることは難しい。そこで家族に扶養義務を課 いった法律に定められているかということをもって、家族の扶

どに見られる。しかし家族法に定められていても、公的機関が(5)

あ た(4) る。 る。そして第四は、扶養を行わなかった親族に刑罰を課す規定(3)っていることを、社会保障給付の支給要件とする規定などであっていることを、社会保障給付の支給要件とする規定などであ である。例えばカリフォルニア州刑事法典二七〇C条がこれに 養義務者が存在しないこと、存在しても無資力または扶養を怠

養義務者が存在する場合は社会保障の支給制限を行う規定、(宮)

扶

しうる。 第一は、 家族の相互扶養義務を定めたものである。例えば旧

カリフォルニア州民法典二〇六条がこれにあたる。第二は、公

成員に求償しうることを定めたもの、およびカウンティに対す公的機関が困窮者に提供した社会保障の給付費用を他の家族構 的機関の家族に対する求償権を規定したものである。これには、 まま放置されることを、 る仕組みとなっている。このため、困窮者が困窮状態に陥った

困窮者にまず社会保障を給付し、その費用を公的機関が徴収 の規定が、家族責任法の典型である。さらに求償型の規定は、 める第二類型として規定される場合が最も多い。(エラ) いわば求償型

アメリカにおける家族の扶養義務は、公的機関の求償権を定

稿で家族の扶養義務を考察するにあたっては、こうした求償型 者の当面の利益を最も尊重しうるものである。 償型の規定は、家族間での扶養請求の困難さに鑑みると、 規定を重点的に分析する。 したがって、本 困窮

求償型の規定は回避しうる。そこで求

的に求償を規定するもの、または公的扶助、社会福祉、社会保 保障給付を実施するか否かを決するといった形で、間接的に家 ものなどがある。第三は、 医療・公衆衛生といった諸領域において個別的に規定する 家族による扶養の有無を基準に社会 0)

族に扶養義務が存在することを前提としている規定である。

を、予め困窮者の扶養可能な家族に課すものなどがある。一般

る一定額(例えばミシシッピ州では月一五〇ドル)の支払義務

民法典と社会福祉制度法典との関係

それぞれの州では、 家族の扶養義務は、こうして各種の法律に見られるものの、 一つの法律のみに規定されている場合が多

しかしカリフォルニア州のように、民法典、社会福祉制度

Swoap 判決は、まず Simmons 判決の次の判断を踏襲している。 Swoap 判決は、まず Simmons 判決の次の判断を踏襲している。 (≌) 判断は、Swoap 最高裁判決において下されている。

そこで、責任を負う親族に対する公的機関による求償についてカウンティが親族から償還を受けるための手続も規定している。扶助したカウンティに対する親族の義務を規定するのみならず、

ら課していない。これに対して社会福祉制度法典は、困窮者を「民法典二○六条は、公的機関に対する責任を困窮者の子に何

図していた点は明白である。裁判所が(公的機関の)求償権をは、社会福祉制度法典によって全て規定することを立法者が意

び一二一〇一条は、民法典から完全に独立している。高齢者に判決は、これに加えて、「社会福祉制度法典一二一〇〇条およ民法典二〇六条に見いだす適切な根拠はない。」そして Swoap

手当を支給したカウンティが、支払い義務を負う子から扶助費

が子に対して持ついかなる一般的な権利も、カウンティによっよって創設されている。加えて、民法典二〇六条に基づいて親用の償還を受ける権利は、社会福祉制度法典の関連条項のみに

る。

て代位されえない。」と判示した。両者の関係については、判

収拾したカリフォルニア州最高裁は、このように、民法典と社例および学説上様々な見解が対立していた。そしてこの議論を

<u>∵見∵しいこのに昇している。</u> の相互扶養義務、後者は公的機関との関係での家族の扶養義務 会福祉制度法典とは相互に独立しており、

を規定していると解している。

2 家族責任法をめぐる紛争類型

に以下の三類型に分類しうる。第一は、要扶養者がその家族に

様々な形で争われている家族責任法をめぐる法的紛争は、

主

である。そして第三は、刑事責任を争う、刑事責任追及型であ養者のために支払った費用の家族に対する求償が争われる事例、二つには、公的施設で要した費期の家族に対する求償が争われる事例、二つには、公的施設で要した費類しうる。一つは、公的扶助費などの社会保障給付費用の家族類して扶養義務の履行を直接的に請求する、直接請求型である。対して扶養義務の履行を直接的に請求する、直接請求型である。

前者は一般的な家族

この種の訴訟の数は多くはないが、家族責任法の性質を深求す 対して、 直接請求型の訴訟では、 自らが必要とする費用を扶養料として請求している。 家族責任法を根拠に、 親が直接子に それぞれの息子に、母親を扶養するために月四一ドルを拠出 母親の財産に対して抵当権を設定することにより、 るよう命じた。しかし一方で、「子はカウンティの福祉局と同様

ように、 家族間で扶養が直接的に請求されている。

るにあたっては、 注意を要する紛争類型である。 例えば以下の

Eustis 事件は、 家族責任法についてロードアイランド州最高

銭の返済を確保しうる」と述べている。(24) Ŕ 家族の扶養を直接的に請求しうる要扶養者を認定する場合に 社会保障受給者となりうる困窮者であるか否かを基準に判

提供した金

アメリカにおける家族の扶養義務の特質を示

力があることは証明されない」として、 養を請求する権利をもつが、本件の「証拠からは息子に扶養能 よう息子に命じた。これに対して最高裁は、 判断を覆している。 両親は子による扶

を訴えた。家庭裁判所は、

母親へ毎月一二五・六ドルを支払う

扶養する義務を息子に課す命令を求めて、七〇歳の母親が息子

裁で争われた初めての事件であった。そこでは、

母親を適切に

す 断

ものである。 している点は、

は、 二人の娘に対して、自己を扶養するよう請求した。 Pavlick 事件では、困窮した六五歳の母親が、二人の息子と 娘には扶養能力が無いと判断されて却下された。息子は、 娘への請求

家および家具を所有する母親は困窮者ではないと主張した。し

かし少年家族関係裁判所はこの主張を斥け、「原告の現有財産

換金できるものではない。

したがって、子か

原

求償型

1

公的扶助費用の家族に対する求償

る求償をめぐる訴訟は、 困窮者に支給した公的扶助費用の償還を求めた、 家族の扶養義務が争われた事例の中で、 家族に対す

最も頻繁に提起されている。

家族の扶養義務は、

老齢扶助、

に規定されている。なかでも、 またはメディケイドといった、 覚障害者扶助、 障害者扶助、要扶養児童家庭扶助、 その時々の様々な公的扶助制 般扶助 度

高齢者に対して給付された老齢

てカウンティが子に対して提起したもの、 扶助費用の、 れている。 これらの訴えは、 家族に対する求償をめぐる訴訟が最も多く提起さ 親に支払った扶助費の償還を求め および親の受けた扶

告は困窮者である」と判示し、

母親の請求を認容した。そして

ら金銭を得られなければ原告の扶養は公的負担となるので、

は必需品であり、

北法48(2.73)341

に

に譲る。

これは公的施設、

特に精神病院などに入所させられている家

2

公的施設で要した費用の家族への請求

助に要した費用の償還を子に求めた福祉局の命令を争って、子

が提起したものなどである。本稿ではこの事例を中心に検討を 進めているため、具体例については後に述べるそれぞれの箇所

院費用を支払わないまま、当該高齢者は死亡した。このため、 ドを申請したものの、当該高齢者には信託財産があるとして、 者が民間病院に入院するための費用を支払うためにメディケイ メディケイドの支給が否定された。しかし本人および家族が入

が家族に求償されている。例えば Americana 事件では、(28)

の家族責任法の合憲性を判示し、 たために、息子は同法の違憲性を争って上訴したが、サウスダ コタ最高裁判所はこれを棄却した。最高裁は、サウスダコタ州 息子には母親の医療費を支払

を根拠に、医療費の支払いを求めた。病院側の請求が認容され 子の老親扶養義務を定めるサウスダコタ法典二五ー七ー二七条 高齢者の信託財産の受託者でもあった息子に対して、病院が、

である。この事例は、公的に支出した費用を負担するよう家族 成員に求める形で提起されるもので、二番目に多い訴訟の形態 族の一員に費やされた病院経費の支払いを、病院が他の家族構

しかし裁判所の判断の傾向が、(1)とは異なっている。

に求める求償型であるという点では (1) の事例と同様である。 う義務があると判示している。(29)

は、施設入所の目的が社会防衛であるという理由から、 扶養義務を否定した裁判例が見られ、 扶養義務が課される傾向にある。これに対してこの種の紛争で っている。具体例は、後に検討する。 第四章で述べるように、これ以外の事例においては、家族に 他の事例とは大きく異な 家族の

例の数は少ない。また、刑事責任を追及するにあたっては、(3) 事上の扶養義務を課す場合以上に厳格な要件が求められるなど、 最後に刑事責任が追及された事件例を示すが、この類型の判

 \equiv

刑事責任追及型

般的傾向である。 他の訴訟類型とは異なるこの類型特有の判断が下されるのが一 九八五年ヴァージニア州最高裁は、Davis 事件において、

この種の訴訟では、

第三者が要扶養者のために支払った費用

3

第三者による家族への求償

北法48(2:74)342

さないと判示されている。(32)

Hale 事件では、

八七歳の母親の扶養を怠っているとして、

息子の主張は斥けられたものの、

訴した。控訴裁判所では、母親の要扶養性が主な争点となり、 を下した。そこで息子が、母親は貧窮していないと主張して上 衣料を提供しなかった」と判示し、被告である息子に有罪判決

では、

犯罪事実が検察側により、

合理的な疑いを越える程度に

場合が多い。こうして、

子から提起された訴訟、

および親が子

れたが、 任が問われた。

中間上訴裁判所はそれを覆した。そこでは

母親の餓死は娘がケアしなかった結果であるとして、 意殺の有罪判決を下した。判決では、娘は、母親のケアを行う なく、黙示の契約による法的な義務がある。 会保険およびフードスタンプを受取っていたと認定された。そ 全責任を引き受け、その代わりに、母親宅に同居し、 して「その場合、娘には母親をケアする単なる道徳的責任では 娘は、 母親の死を 娘に非故 母親の社 審を覆した。また、 子の責任を否定した。ここで中間上訴裁判所は、 そのような資力があることは証明出来ていない」と判示して、 十分な財産、または所得がなければならない。 義務が子に課される前提条件として、子には、 証明されなければならない」と述べられている。そして「扶養 の判断にあたって、 直近家族に対する扶養義務を重視して事実 刑事事件の要求する証明基準が適用され

しかし、

娘の扶養能力

親を扶養しうる

と判示された。 招いた刑事的な過失のある行為によってその義務に違反した」 親を故意にかつ違法に遺棄し、必要な住居、 Kelly 事件では、市裁判所が 「被告は七二歳の体の弱った母 食料、 ケアおよび ことによって、こうした判断が下されたと指摘されている。(34)

四 般的傾向

子五人のうち娘二人に対して、メリーランド州法により刑事責 事実審では五○○ドルの科料がそれぞれに課さ 扶養料を支払う限り刑罰は科 「刑事事件 る。 第二に、法的扶養義務を負う家族は一般的に訴訟を提起したが の二が、家族の扶養義務について争う方法として、公的機関に 族構成員の扶養料を不本意ながらも支払う方がましだと考える らないばかりか、 よる扶助費の求償に関する訴訟方法のみを規定するからである。 さらに家族は、 法廷で争うくらいならば、

はない。これは、 が、刑事責任追及型と同様、 家族の扶養義務をめぐる紛争は、以上の三類型に分けら 多くは訴訟を行う資金に欠けていることによ 第一に、 州の立法である家族責任法の約三分 直接請求型の訴訟数もさほど多く 困窮した他の家

北法48(2:75)343

ている。

る限りの抗弁を提出しているものが大半を占めている。そこで公の機関が子に対して訴訟を提起し、それに対して子が出来うない。これらの理由により、家族責任法に関する訴訟の中では

を直接訴える訴訟の数は少なく、殊に昨今ではあまり見あたら

本稿においても、こうした求償型の事案が、検討の中心となっ

市の法務官および検察官も、特に選挙によって選ばれた者は、本を司法システムに委ねることには否定的である。同様に、都りライアントにとって有害であるとの見地から、一般的に家族が大力である。では、家族責任法を厳格に適用することが、実務上避けられる傾向にあるで、問題が表面化していないからだと指摘されている。ソーナルワーカーは、家族責任法は家庭生活を崩壊させ、高齢のクライアントにとって有害であるとの見地から、一般的に家族が大力では、このような求償型の訴訟も、必ずしも盛んに提起もっとも、このような求償型の訴訟も、必ずしも盛んに提起

訟という形で表面化する事例は一部でしかない。の適用をめぐって問題が生じた事例が多数存在していても、訴多くはない。このため、水面下には公的機関による家族責任法

第二章第一節註

「アメリカ家族責任法における家族の役割」参照。に示した。家族責任法の概要については、序章1(二)(2)現在施行されている各州の家族責任法は、第一章註1(1)第一章、特に第一節2(二)(1)「コモン・ロー」参照。

(3) 家族責任法を定める州、定めない州、またはこれを廃止した州の分布には、地理的もしくは人口学的に区分可能な特徴はみられない。例えば高齢者人口の多いアリゾ能な特徴はみられない。例えば高齢者人口の多いアリゾない。Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, Filial Responsibility Laws-Issues And State Statutes, 11 RES. AGING 374, 381 (1989).

貧法」参照。(4)第一章、特に第一節2(二)(2)(ロ)「エリザベス救

裁判官および一般市民双方に不人気な事件を提訴したがらない。(第)

する求償手続を、家族に対する要請から先の段階に進める州はを要請するに止まっていると言われている。家族責任法の規定行う最初の書類審査の段階で、家族責任法に基づき家族に扶養そこで家族責任法を維持する州も、扶助の支給決定にあたって

(6) コネチカット州:Conn.Gen.Stat. Title 46b. Family 379-87が、各州の家族責任法を詳細に分類している。

tives, Section 215 (1992); アイダホ州:Idaho Code Parent and Child, 1002, Reciprocal duties of support General Laws, Title 32, Domestic Relations, Chapter 10 Law, Chapter 816. Support, Part II. Obligation of Rela-(1994)(序章1(二)「アメリカ家族責任法における家

(7)ロードアイランド州:R.I.Gen.Laws. Title 40. Human (8) Cal.Civ.Code §206 (Deering 1982) (民法典第一部「人 と法人」第三編「人的関係」第二章「親と子」第一節「出 of kindred for support (1993) Services, Chapter 5. Support of the Needy, 13. Obligation

族の役割」参照)。

「親と子の相互扶養義務 旧カリフォルニア州民法典二〇六条 生による子」二〇六条)。

活できない困窮者であるとみなされる。」 高齢者のための手当を受給する者は、労働により自 を支払う旨の、成年子による約束には拘束力がある。 当該困窮者である親に以前供給された必需品の代金 により自活できない困窮者を扶養する義務を負う。 困窮者の父、母及び子は、その能力に応じて、労働

> 『カリフォルニア州家族法』(国際書院、 一九八九年)八

(9)序章の註16において既に述べたが、再度確認をしてお reimburse"を、「求償(権)」または「償還を受ける(権利)」 くと、本稿では、(County's right) "to recover" or "to

(1)例えば、アイダホ州一般法典三二章「家族関係」一○ 〇二条は、一般的に求償を規定するものである。序章1 (二)「アメリカ家族責任法における家族の役割」に、条

と訳している。

(11)ミシシッピ州:Miss. Code Ann. §43-31-25 (1993). 文の訳を挙げている。

(12) これらの規定においては、扶養義務者の所得が一定額

(13) これらの規定には、父と生計を異にする児童、または 係にあったことを年金給付の要件とするものなどがある。 を越えるときは諸給付は支給されない、あるいは支給総 給するもの、遺族の範囲を法定したうえで、 配偶者に扶養されていない母もしくは寡婦への手当を支 額が負担能力に応じて減額されるなどと定められている。 生計維持関

(4) Cal.Pen.Code §270c (1994) カリフォルニア州刑事法典二七○C条

貧困した親を扶養する義務の成年子による不履行 規定する場合を除き、その能力がありながら、貧窮し 家族法典第九部第四編第二節(四四一〇条以下)が

本稿では"need"を、「困窮」と訳している。矢澤昇治(訳) ○条が子の老親に対する扶養義務を同様に定めている。

本条は一九九二年に改正され、現在は家族法典四四〇

北法48(2:77)345

う。| 提供することを怠った全ての成年子は、軽罪の責を負提供することを怠った全ての成年子は、軽罪の責を負た親のために必要な食料、衣服、家屋又は医療看護を

る。 本稿では"indigent"という言葉を、「貧困」と訳してい

(15) メディケイド、一般扶助制度、要扶養児童家族扶助な

どに規定が多い。

(16) カリフォルニア州において民法典および社会福祉制度 接等については、次の論文が詳しい。tenBroek, Califormia's Dual System of Family Law: It's Origin, Development and Present Status, 16 STAN.L.REV. 257, 900, 17 STAN. L.REV. 614 (1964, 1965).

(17) Swoap v. Superior Court of Sacramento County, 10 Cal.3d 490, 501-05, 111 Cal.Rptr.136, 143-45, 516 P.2d 840, 847-49 (1973). この判決は、家族責任法に関する最重要判決であるために、第四章で詳しく検討している。

(24) ld. at 501-03, 111 Cal.Rptr. at 143-44, 516 P.2d at 847-48. County of San Bernardino v. Simmons, 46 Cal.2d 394, 296 P.2d 329, 331 (1956).

(19) 註8参照。

(%) Cal. Wel. & Inst. Code §§12100, 12101 (West 1971).

償還を受け、さらに将来債務となりうる費用の徴収をあって、手当に要した費用のうち子の負担すべき額の大養を怠ったとき、本法に基づき手当を支給していの扶養を怠ったとき、本法に基づき手当を支給している力シティは、子を訴えることができる。当該請求があり次第、カウンティの地方検事又は他の民事法務があり次第、カウンティの地方検事又は他の民事法務があり次第、カウンティの上位裁判所に提訴することができる。当該請求があり次第、大会権権制度法の一条で要求する両親旧カリフォルニア州社会権権制度法典 □ □ ○条

「両親を扶養する子の能力は、本条項に則って決せられ旧カリフォルニア州社会福祉制度法典一二一〇一条可能とする命令を求めることができる。」

(21)Swoap, 10 Cal.3d at 502, 111 Cal.Rptr. at 144, 516

P.2d at 848.

P.2d at 848.

(3) E.g., Scott v. Superior Court, 202 Cal.Rptr. 920 (1984); Gierkont v. Gierkont, 46 NJ.Super. 112, 134 A.2d 10 (1957); Rosen v. Rosen, 91 N.Y.S.2d 208 (1949); Couteau v. Couteau, 192 Misc. 736, 77 N.Y.S.2d

113 (1948); Mendelsohn v. Mendelsohn, 192 Misc. 1014.
80 N.Y.S.2d 913 (1948); Panzo v. Panzo, 192 Misc. 989.
82 N.Y.S.2d 228 (1948); Anonymous v. Anonymous, 26

北法48(2.78)346

N.Y.S.2d 597, 176 Misc. 103 (1941); Ketcham v. Ketcham, 176 Misc. 993, 29 N.Y.S.2d 773 (1941); Anon. v. Anon., 20 N.Y.S.2d 514 (1940); Hommel v. Hommel, 22 N.Y.S.2d 977 (1940); Tulin v. Tulin, 124 Conn. 518, 200 A. 819 (1938); Koniak v. Koniak, 123 Conn. 338, 195 A. 189 (1937); Moss v. Moss, 163 Wash. 444, 1 P.2d 916 (1931); Mangin v. Mangin, 164 La.356, 113 S. 864 (1927); Parshall v. Parshall, 56 Cal.App. 553, 205 P.1083 (1922); Cunningham v. Cunningham, 72 Conn. 157, 44 A. 41 (1899); People v. Hill, 163 Ill. 186, 46 N.E.796 (1897); Ulrich v. Ulrich, 136 N.Y. 120, 32 N.E. 606 (1892).

- (X) Eustis v. Hempstead, 114 R.I.219, 330 A. 2d 898, 899-900 (1975).
- (점) Pavlick v. Teresinski, 54 NJ.Super.478, 149 A.2d 300, 302 (1959).
- (公) E.g., Swoap, 10 Cal.3d 490, 111 Cal.Rptr.136, 516 P.2d 840 (1973); County of San Mateo v. Boss, 3 Cal.3d 962, 92 Cal.Rptr. 294, 479 P.2d 654 (1971); Groover v. Essex County Welfare Board, 264 A. 2d 143 (1970); County of Alameda v. Aberle 73 Cal.Rptr.926 (1969); State v. Berglund, 4 Conn. Cir.Ct. 644, 238 A.2d 450 (1967); State Welfare Comm'r v. Mintz, 28 A.D.2d 14,

- 280 N.Y.S.2d 1007 (1967); County of Los Angels v. Kasparian, 336 P.2d 34 (1959); Simmons, 46 Cal.2d at 394, 296 P.2d at 329; County of Contra Costa v. Lasky, Cal.2d 506, 275 P.2d 452 (1954); Commonwealth v. Mong, 160 Ohio St. 455, 52 Ohio Op. 340, 117 N.E.2d 32 (1954); Maricopa County v. Douglas, 69 Ariz.35, 208 P.2d 646 (1949); Morris County Welfare Board v. Gilligan, 31 A.2d 805 (1943); County of Los Angeles v. La Fuente, 20 Cal.2d 870, 129 P.2d 378 (1942); Los Angeles County v. Hurlbut, 111 P.2d 963 (1941); Condon v. Pomeroy-Grace., 73 Conn. 607, 48 A. 756 (1901).
- (%) E.g., Pelletier v. White, 33 Conn.Supp. 769, 371 A.2d 1068 (1976); Reed v. Public Welfare Division, 19 Or.App. 927, 529 P.2d 941 (1974); Carleson v. Superior Court for Co. of Sacramento, App., 100 Cal.Rptr. 635 (1972); Kerr v. State Public Welfare Commission, 3 Or.App. 27, 470 P.2d 167 (1970); cert.denied, 402 U.S.950 (1971); Commonwealth ex rel. Goldman v. Goldman, 180 Pa.Super.Ct. 337, 119 A.2d 631 (1956); Mallatt v. Luihn, 206 Or.678, 294 P.2d 871 (1956); Thornsberry v. State Dep't. of Pub. Health & Welfare, 365 Mo. 1217, 295 S.W.2d 372 (1956); Howlett v. State

- Social Security Commission, 236 Mo.App. 231, 146 S.W.2d 94 (1940), certified to Howlett v. Social Security Comm'n, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806 (1941); Conant v. State, 197 Wash. 21, 84 P.2d 378 (1938).
- (S) E.g., Hospital Services v. Brooks, 229 N.W.2d 69 (1975), Albert Einstein Medical Center v. Forman, 212 Pa.Super.450, 243 A.2d 181 (1968); In re Dudley, 239 Cal.App.2d 401, 48 Cal.Rptr. 790 (1966); Department of Mental Hygiene v. Kolts, 247 Cal.App. 2d 154, 55 Cal. Rptr. 437 (1966); Department of Mental Hygiene v. Kirchner, 60 Cal.2d 716, 36 Cal.Rptr. 448, 388 P.2d 720 (1964), cert. granted, 379 U.S. 811, 85 S.Ct. 39, 13 L.Ed.2d 26 (1964), remanded for further proceedings 380 U.S. 194, 85 S.Ct. 871, 13 L.Ed.2d 753, and reiterated solely on state grounds 62 Cal.2d 586, 43 Cal. Rptr. 329, 400 P.2d 321 (1965) (vacated by it); Department of Mental Hygiene v. Hawley, 59 Cal.2d 247, 28 Cal. Rptr. 718, 379 P.2d 22 (1963); Department of Mental Hygiene v. McGilvery, 50 Cal.2d 742, 329 P.2d 689 (1958). この種の裁判例は第四章にて詳しく検討する。
- (%) Americana Healthcare Center v. Randall, 513 N.W.2d 566 (1994); Landmark Medical Center v. Gauthier, 635 A.2d 1145 (1994); Trinity Medical Center, Inc. v.

- Rubbelke, 389 N.W.2d 805 (1986); Estate of Chrzan v. Ruane, 353 N.E.2d 438 (1976); Bismark Hospital and Deaconesses Home v. Harris, 280 N.W.423 (1938).
- (S) Americana Healthcare Center, 513 N.W.2d at 571-75.
- (S) In re Garison, 14 N.Y.S.2d 803 (1939); Landmark Medical Center, 635 A.2d 1145.
- (문) Davis v. Commonwealth, 335 S.E.2d 375, 378 (1985).
- (ℜ) State v. Kelly, 2 Ohio App.2d 174, 207 N.E.2d 387; 387-89 (1965).
- (\(\mathbb{R}\)) Hale and Hossler v. State of Maryland, 408 A.2d 772; 772-73 (1979).
- (종) Garrett, Filial Responsibility Laws, 18 J.FAM.L. 793, 802 (1979-80).
- (公) Whitman & Whitney, Are Children Legally Responsible for the Support of their Parents?, 123 TR. & EST. 43, 44 (1984); A.L.SCHORR, FILIAL RESPONSIBILITY IN THE MODERN AMERICAN FAMILY 24 (1960).
- 参照。 の概要については、本章第二節2「家族責任法上の諸手続」 (第)SCHORR, supra note 35, at 25. 家族責任法に関する手続
- (E) Whitman, supra note 35, at 44.

家族責任法の適用

を通じて、家族責任法の具体像を明らかにしてゆく。家族責任する諸手続、家族責任法の解釈適用を争った裁判例などの検討する諸手続、家族責任法の解釈適用を争った裁判例などの検討 法に関する裁判上の争点としては、家族責任法の具体的な解釈 本節では、 家族責任法の具体的な規定内容、家族責任法に関

適用を争うものと、家族責任法そのものの合憲性を争うものと

役割について考察する第三章以降の研究との関係で、第四章に を争う後者の裁判例については、社会保障との関係での家族の がある。家族責任法を適用した際のその機能を検討する本節で 前者の争点をめぐる裁判例を分析する。家族責任法の是非

1 前 おいて詳細に検討する。

提

家族責任法の目的

婦間の扶養義務および未成年子を扶養する親の義務に限定した コモン・ 家族責任法は、英国救貧法に倣って、家族の扶養義務を、夫 ローと比べて広く規定した。そこで家族責任法の目的(4)

を探求するにあたっては、

アメリカ家族責任法の直接的起源で

基本理念としていた。そこでは、

私的な責任が果たされた後で

てい。44. ある、 確に記載した歴史的資料は見あたらない。親に対する子の扶養 けているのである。しかしながら、英国救貧法の制定理由を明(生) 依然として、現在のアメリカ家族責任法の、主要目的であり続 それが制定された歴史的背景にその根源を見いだすことができ そこで、次のような立法史から、家族責任法の目的が推論され 年のエリザベス救貧法にも、 義務を初めて規定した一五九七年英国救貧法、および一六〇一 るからである。家族に扶養義務を課した英国救貧法の目的は、 のアメリカ家族責任法の法理念は、 英国救貧法の制定理由を検証しなければならない。 制定理由を記した前文などはない エリザベス救貧法、 および

うに、 減を念頭に置いていたと推論されている。 貧法が家族の扶養義務を規定した際にも、国会は救済費用の削 あると説明していた。そこで一五九七年および一六〇一年の救 である。そして同法は、その目的を、 さらには家族の扶養義務について、 を親に課す法律を制定した。これは親の子に対する扶養義務、 五七五年にイングランド国会は、 救貧法は働ける者は働くべきであるという、 初めて成文で規定した法律 教区の救貧費用の削減に 非嫡出子を扶養する義務 第一章で検討したよ 自助原則を

して、家族に第一次的扶養義務が課されていたのである。また、 なくては、 公的資源は困窮者に対して使われるべきではないと

コモン・ローが家族の扶養義務を限定していたため、

明確に家

副次的目的であったとする見解もある。 (47) て家族に扶養義務を課した規定は、公的救済費用を削減する目 定理由については何ら触れずに、もっぱら、 族の扶養義務を法定すること自体が、一五七九年法を制定した 判例は英国救貧法の制 英国救貧法におい

囲の家族に扶養義務を課した目的は、 的で創設されたと判断してきた。以上から、英国救貧法が広範 困窮者が扶養能力のある

ことにあったといわれている。

公的救済費用削減の要請は、

家族の扶養義務と社会保障制度

合、

家族をもつ場合に、当該困窮者を救済する公の負担を軽減する

的は、 法の目的は、 の負担を軽減し、 示すように、 との関係を歴史的に辿った本稿の第一章、 家族責任法が家族と同様に公にも扶養義務を課している アメリカにおいても維持されていった。 家族が アメリカにも存在した。このため英国救貧法の目 家族に扶養義務を負わせることにより、公的支援 公の責任を免ずるものであると判断してきた。 順位の扶養義務を負い、 および次の第三章が 公の義務は第二順 判例も家族責任

位であるとも判示されている。(49)

時期についての原理的な説明が必要となるのである。 族に課された義務であると構成するためには、

扶養義務の発生

しかしな

=扶養義務の発生時期

生時期が争われている。そこで家族責任法によって課される義 れとも、 扶養義務者の存在とともに、そもそも発生しているものか、 家族責任法を適用する前提として、 裁判所の命令によって発生するものか、 扶養義務は、 扶養義務の発 要扶養者と

めた後に初めて発しうる」と判示された。このような判断は、 州の判決が注目されている。この判決では「命令を発する権限務は、裁判所の命令と同時に発生すると判示したコネチカット る側の能力を判断し、どの程度まで扶養がなされるべきかを定 は裁判所にあり、 命令は、裁判所が扶養の必要性および扶養す

問題がない。しかし、 親子間などで将来の扶養について直接的に争っている訴訟では 高齢者にとって必要であると信じて現物またはサービスを 州が支給した扶助費を家族に求償する場

提供した第三者が扶養料を子に請求する場合、

親を扶養した子

である。 去の時点では、子の扶養義務は発生していないこととなるから いては問題を生じかねない。なぜなら、高齢者がケアされた過(5) が扶養料という形で負担の配分を他の子に求める場合などにお 家族の扶養義務を、 社会保障関係費用を担うために家

北法48(2.82)350

そ

2

家族責任法上の諸手続

が 5 明快な理論は未だ提示されてい ない。

家族責任法の解釈方法をめぐっては、

家族責任法が

「修正的

とは、 制定法」であるかが、 判例法および既存の制定法の欠陥を是正するために、あ 判例上争われている。「修正的制定法」

ま₅₅。

州の機関は申請に基づき、

要扶養者のニーズおよび扶養

る者が、

州の指定機関に財政的支援の申請をすることからはじ

法律である。そして家族責任法は修正的であるため、(55)

るいはそれまで存在しなかった救済を認めるために制定される

釈すべきとの判断が対立している。 族責任法はコモン・ローの一 的制定法と同様、 自由に解釈され実施されるとする判断と、 部修正であることから、 他の修正 厳格に解

家

段階で、

申請者は生存している配偶者および成年子の名前を挙

家族責任法をもつ州では、

申請手続

0

可能な親族を調査する。

手続の進行

てい 法に特有のものである上、 任を問う場合の手続は、 家族間で扶養を直接的に請求する場合、 る。 この点公的機関の支払った扶助費の求償手続は、 そこでここでは、特にこの求償手続を中心に、家族責 ことに家族責任法に特有のものではな 家族責任法の適用において核となっ または家族の刑事責 家族責任

されうる。

行政機関による実施

任法が実施され、

または争われる手続を概説する。

扶養義務の履行を求める手続は、 1 般的に、

扶養を必要とす

げなければならないことが多い。これにより州 家計の状況を知らせるよう要請する書面 は、 州法の概略 を

家

時

に、 した家族のケアに提供しうる収入の割合が算定される。 族の扶養基準を定めた表および計算式に従って分析され、 居住する者も含む全ての子に送付する。そして返答結果は、 を説明し、 しくは遺棄といった個別事由が、 資産不足または過去になされた親による子の虐待、 扶養義務の免責を求めて主 この 州外に 無視 困窮

ここで扶養が自発的に提供されれば問題はない の機関は、 第一に自発的な扶養を促すためにその者に連絡する。 が、 提供されな

扶養能力がありその義務も免責されない親族が

いる場合、

い場合、

州による各種の手続が予定されてい

る。

す

なわち、

1

北法48(2.83)351

要扶養者に扶助を支給し、支払った扶助費の償還を親族に求め る訴訟を追行する手続などである。これらの中で、 めて親族を訴えるよう要扶養者へ要請する手続、 要扶養者に対する扶助支給を保留する手続、 き扶養料相当額を、 扶助費から減額する手続、 2 親族が負担す ③ 扶養を求 そして、 家族責任法 4

ると、 れた額は、連邦および州にそれぞれの負担額に応じて返還され る差押えによって強制される場合もある。一方そうして償還さ される。 償還命令が発せられる。そして償還命令の履行が故意に怠られ 裁判所が求償を認めた場合、 それは通常、 その他、 強制執行または被告の資産および賃金に対す 裁判所侮辱として制裁が科され履行が確保 扶養義務者に対して、 扶助 費

前述した求償型の訴訟が、最も多く提起されることになる。

る手続は、④ の親族に対する扶助費償還請求である。この結果、 上最も多く規定されており、また実際にも最も多く行われてい

ることになる。

裁判による実現

案のうち、 が、扶養の要請に自発的に応じなくとも、要扶養者に対しては、 州の機関によって、責任を負うべきであると認定された親族 州の扶助が開始される。この様な形で扶助を開始した事 親族が扶養義務を負う可能性が高く、親族に対する

親族の扶養を命ずる令状の発布またはリーエンの成立が認め(%) 3 適用をめぐる諸問題

ている。同様に、行政処分に関する適切な司法審査を保障する(3) られるためには、一般に、適正な手続を踏んだ審理が要求され

必要性が、判例および学説上指摘されている。

さらに状況が変化した場合には、通常扶養命令の修正が必要

この他求賞手売こ3、修正権限を有するであろうと学説は指摘している。(62) となる。そして修正が必要とされる扶養命令につい ては、

公的支援が継続されていることは、

める家族責任法もある。 けている場合もある。また、 うる。家族責任法自体が、略式手続による履行強制の規定を設

将来の扶助費についての請求を認

は扶助費の償還を求めて、

民事訴訟または刑事訴訟を提起し

案は州の検察局または法的権限をもつ他の公務員に送付される。 扶養義務の追及が成功する可能性が相当程度高い場合、その事

提訴権

免責を争って、 類型においても、 直接請求型、 訴訟を提起しうる者の範囲が問題となっている。 求償型、 扶養義務の履行を求めて、 または刑事責任追及型のいずれの紛争 困窮状態にある者に援助した第三 または扶養義務の

要扶養者自身、

扶養義務者、

者またはその者から事案を委ねられた公務員による訴訟のみに つとは限らない。 および行政機関のすべてが、常に訴訟を提起する権利をも 家族責任法の約三分の二は、 扶助執行の責任

ついて定めているからである。 そこで特に、要扶養者自身または第三者が、 責任を負う親族

例は、 族責任法は含意していると判示している。この判断の相違は、(4) はないとして、 判例のいくつかは、 を訴えうるか否かについて、 特に要扶養者自身については、 否定的判断を示している。(63) 規定はその文言を越えて拡張されるべきで 裁判所の判断が分かれている。裁 提訴権限があることを家 他方比較的古い裁判

> かは手続的問題となる。 すると、 後者の裁判例のように、

受ける権利のみであると捉えた場合、

誰がその権利を実現する

との見解が示されている。それは第一に、法廷で要扶養者自身(66) が扶養義務者と争った場合、 養者自身による提訴も認められうることになる。 学説上は、 要扶養者自身による直接的な訴訟は好ましく 第三者によって提訴された場合以

らば、 を申請し、公的機関が、 がどれほどあるのかも疑問視されている。要扶養者はまず扶助 要扶養者にとっては、 扶助に要した費用の償還を、 扶助を受けずに訴えを起こす実益

訟によって請求しうる扶養料が公的扶助の給付額と大差ない

上に、家族関係が崩壊する恐れがあるからである。

に比べ、 者に求めるべきことになる。実際上、家族に対する訴訟の提起 要扶養者自身が扶養義務者の扶養を求める直接 扶助を申請する道を選択する高齢者の方が多い。 的な訴訟は

 $\widehat{\Xi}$ 州際適用

者などは州によって異なり、 家族責任法を管轄する裁判所および行政機関、 州を越えて扶養義務の履行を追及 または提訴権

とになる。

反対に、

法が定めた実体的権利は要扶養者が扶養を

めている点を、

実体的問題と捉えるか手続的問題と捉えるかに

提訴権者に関する規定を実体的権利の

よると指摘され

れてい。 る。。

部であると捉えた場合、公務員によってのみ提訴されうるこ

扶養義務の履行を求めて訴訟を提起しうる者の

範囲を法律で定

主張されてい

る。

何らかの理由で扶助がなされなかった場合に限られるべきだと

で、

養相互執行法および統一民事扶養責任法が、扶養義務を州境を(69) する上で、大きな障害となっている。これについては、 越えて強制することを目的として制定されている。統一扶養相 統 一扶

った法域に居住する場合に、既存の扶養義務を執行するための 互執行法は、扶養義務者と扶養を受ける権利のある者とが異な

手続を規定している。同法は、

債務者が居住する地域の実体法

として州に与えられている。 を容易にするために制定された。ここでは、高齢者に対する州 る。 の出費を、扶養義務を負う子に求償する権限が、高齢者の代理 に留意した、民事扶養手続の開始に関する規定などを設けてい 他方、統一民事扶養責任法は、統一扶養相互執行法の利用

点は、 よび統一民事扶養責任法も、 なる。そこで家族責任法との関係では、統一扶養相互執行法お ものであるということが、アリモニなどの場合とは基本的に異 二九のみであること、およびそれぞれの立法の内容が異なった 強制する場合と類似している。しかし、家族責任法をもつ州が 家族責任法に基づき扶養義務の履行を州際適用する際の問題 アリモニおよび子に対する親の扶養義務を州境を越えて スムーズに適用されてはいない。

る場合、 裁判所は、

扶養義務は、子の居住する州で課される義務の範囲内 親および子が居住する州それぞれに家族責任法があ

多くの裁判例は、「親が、現在または将来、公の負担となるか」

際には、 で、 が多いと指摘されている。 親の州において強制されうると判断している。(クン) 州境を越えた扶養義務履行の追及は、断念される場合 もっとも実

3 扶養義務の発生要件

 $\widehat{\underline{}}$

要扶養状態

る問題の存在は、学説上も指摘されている。(4) がありながら就労せずに困窮している者をも含むかといった点 準は、州の間で統一されていない。さらに、扶養義務発生の 行政機関の指針となる判断基準を設定していないことから生ず などが裁判上争われている。家族責任法の多くが裁判所または そこで、要扶養状態と認定される困窮状態の程度や、労働能力 窮または貧しい」者でなければならないと定めるのみである。 確な規定が多い。多くの家族責任法は、扶養を受けうる者は「困 能力については、問題となる場合が多いにもかかわらず、 件である要扶養状態および(三)で検討する扶養義務者の扶 なければ発生しない。しかし要扶養状態の有無を決する判断 家族の扶養義務は、 第一に扶養を請求する者が要扶養状態に 不明 養

えよう。

これに対して、

ニーズのある者のみが家族または公の扶養を受けうるという、 とになる。公的扶助は、 養状態の判断は、 そして、 窮者であり、その場合には家族の扶養義務も発生するのである。 のである。再度この点を確認するならば、この判断基準による エリザベス救貧法の法理念が、今日においても維持されている 齢により就労不可能であるが故に自活能力が無い者で、 ている場合が典型的である。すなわち、 カにおける家族の扶養義務の性格の一端を表すものであるとい 訟においてもこのような判断基準がとられている点は、アメリ 社会保障給付の受給資格を有する者が家族責任法にいう困 親が自らを扶養するよう子に請求する直接請求型の訴 公的扶助の受給資格の判断基準と対応するこ 自活能力のない困窮者を給付対象とし 健康上の理由または高 かつ

という判断基準を採用している。そこで、家族責任法上の要扶(汚)

circumstances test)」が使われている。またオハイオ州では、(8)

者の裁判例は、エリザベス救貧法をその起源とするアメリカ家要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が要な物質が欠けていることを意味する。母親に公的扶助適格が

法は救貧法に見られ、より緩やかなニーズを要件としている家型を分析すると、困窮というニーズを要件としている家族責任養状態について具体的な要件を定めている家族責任法の立法類を前提に、要扶養状態を判断しているのであろう。また、要扶後者の裁判例は、家族はそもそも相互扶養義務を負うという点

養義務を課す法であると解していると思われる。これに対して

族責任法を、社会保障関係費用を負担させる目的で、

家族に扶

であった場合にも、その資産を換金し、扶養を受ける前に使用ある。この点要扶養者にとって資産を所有し続けることが必要要扶養状態を判断する上で重要な要素は、資産および収入で要

するよう裁判所は要求すべきかという問題がある。これについ

か」という点のみで判断する、「必要状況のテスト(necessitous子による扶養を強制的に保障するための十分なニーズがある

断されている。例えばメリーランド州の裁判例では、「親には、(グ)

困窮といった基準よりも一層緩やかな基準で、

要扶養状態が判

族責任法は、民法などに見られる傾向がある。

の考えを前提にした判断基準がとられる場合もある。この場合、

扶養義務は家族関係から生じたものであると

北法48(2:87)355

対する学説があるが、裁判所の判断は分かれている。(83)ては、要扶養者の生活をより困難なものにすることを理由に反

(二) 扶養義務者

定としては、成年の息子の扶養義務を、成年の娘よりも先順位義務を課している州も、少しながら存在する。また興味深い規拡張している州が三分の一ある。さらに、兄弟姉妹にまで扶養拡張している州が三分の一ある。さらに、兄弟姉妹にまで扶養は張して以る州が多い。ただ、扶養義務者を祖父母そして時には孫にもいる州が多い。ただ、扶養義務者を負う者の範囲は、州に困窮した家族の一員を扶養する義務を負う者の範囲は、州に

てきたコモン・ローに比べ、扶養義務者の範囲を拡大している。下に住み相互依存関係にある家族構成員にのみ扶養義務を課しに対しても親を扶養する義務を課す家族責任法は、同じ屋根の

に規定している州もある。

このように、すでに親から独立し自己の家庭を築いている子

養義務を規定することによって、独立した家族構成員に対してそこで、子の親に対する扶養義務、さらには傍系親族間での扶かねず、家族に過度の負担を課しかねないと懸念されている。(8)この場合家族責任法は、子自身の家庭生活に多大な影響を与え

扶養義務を課す家族責任法は問題であるとの学説による指摘が

扶養義務を課すべきではないと主張されている。ある。とりわけ祖父母、兄弟姉妹、その他の遠い親族にまで、(87)

コネチカット州では、この負担を避けるために、扶養義務を負る場合に大きいことは、よく指摘されるところである。そこでいる州もある。家族の負担が、親を扶養する子自体が高齢であ扶養義務を課すべきではないと主張されている。

継親子または娘の夫については、養子の事例の傍論において、 は、扶養義務を見う親族は自然血族のみか、それとも法定血族も含 は、扶養義務を問われた者は抗弁することができる。そこで、 大養義務を問われた者は抗弁することができる。そこで、 は養養務を見れるために、要扶養者との間に親族関係が無い う子を六五歳未満の者に限定し、高齢の子を除外した。

欠いており、問題となっている関係の実態を無視する場合が多としているため、適切な扶養義務の負担のあり方という視点をの判断を批判している。そして判決は、既存の法律関係を基準学説は、それぞれの相違点および区別の根拠につき、裁判所

いる⁹⁷

実際の関係によって決定すべきものであろうと主張している。(55) は、 子が未成年の間に要扶養者から受けた扶養の程度、

V および

.と指摘している。 そこで、 養子、 継子または非嫡出子の責任

している。この説は、 けられたものかという点を基準として、 養子関係を愛情による絆が最も強い関係 責任を課すことを提案

要扶養者と扶養を求められた者との関係が任意に引き受

Ļ

ŧ,

また、

義理の親子関係は、 L と捉えた上で、これを基準に、 ている。この場合、 間接的であることから、 養子関係には相互の扶養義務があるが、 他の関係を考慮する方法を検討 扶養義務はない ع

断することになる。

すなわち、

例えば義理の親子の

関係は、

て

義理の子が扶養することを意図して結ばれた関係では 同士の結婚を目的に間接的に築かれた関係であり、 義理の ない 親 か

らである。 合と同様に、 を選択せず、 を また非嫡出子の場合、 子も親とともに生活した場合、 相互に扶養義務が課されるべきであろうと述べて 親がその子を養子に出すこと 嫡出子と親との場

有不動 は 否定的に判 その 配偶者の両親に対する扶養義務については、 資産を財源として両親を扶養する義務はないと判示され |産または夫婦全部保有不動産形態をとる家族の場合、 断している裁判例が多い。 そこで夫婦共有財産、 娘の夫の義務 娘 合 は

てい。38 示した事例もある。 は困窮しているとみなされ、 夫婦共有財産であるすべての収入を基準に計算しうると 夫に課す扶養義務を計算するにあたっては、 同様に、娘の夫が実際上扶養していたとしても、 一方、息子の妻が負う義務については肯定 他 の子にも扶養の義務 妻の収入を除 が 母親 判

を待つ以前に、 定を設けることができるため、 示した事例がある。 いる(i) こうした扶養義務を負う当事者に関しては、 立法によって解決すべきものであると主張され 以上の問題は、 法律に 裁判による判 詳

細

な規

 \equiv 扶養能

要扶養者を扶養する能力に欠けるという扶養義務者の主張は

において、この点が争われている。 とする諸要因、 養能力を確定し、 家族責任法上の請求に対する抗弁となる。 および扶養義務者の資力を判定する適切な判断 適当な扶養料を決定するために、 公正かつ効率的に家族の そこで、 多くの 扶養を困 扶

基準が必要とされている。 るために、 裁判 所は、 、就労、納税申告、は、扶養能力のある** 法律で定められた扶養基準、(195) 者を選別 負担 0) 程 度を 判 紤 行 政 す

北法48(2:89)357

は複数の基準を採用している。たしかに、一つの判断基準のみ上の扶養基準、扶養能力が無いとの供述書などの中の、一つ又(例)

つに限定することは、それが平等取扱および行政効率の為に行で扶養能力を認定した方が効率的である。しかし判断基準を一

らず、具体的で柔軟な次のような判断基準を採用している州も多々あると批判されている。そこでこれらの判断基準にとどまれたとしても、扶養義務者にとって酷な結果となる場合が

者の年齢、ならびに平素の生活状況などである。また裁判所な貯蓄の必要性、被扶養者の数、以前負った扶養義務、扶養義務納税額、合理的な生活費、仕事関係の出費、教育費、医療費、

多い。扶養義務者の資産の価値および性質、収入額、稼得能力、

婚した子の場合、配偶者および子自身の子(老親の孫)に対すどう考慮すべきかという問題がある。いくつかの裁判所は、結るにあたって、これと対立する、他の家族に対する扶養義務を判断が難しいものとしては、老親を扶養する子の義務を決す

の決定は容易ではない。

(四) 免責事由

てはならないと判示した事例もある。

の教育費を、その子(孫)が成年に達した後であっても軽視-る子の扶養能力を判断するにあたって、子自身の子(老親の孫)

を免れることを主張しうる。養能力のある家族の一員も、以下の抗弁事由により、扶養義務要扶養者を扶養する義務を問われ、以上の要件を満たした扶

もしくは不道徳であるか、浪費癖をもつような場合には、子の多くの州が、親が子を故意に遺棄した場合、または親が怠惰(1) 過去の親の行為

扶養義務を免除している。これは、家族責任法の特徴の一つと(エル)

親を扶養する義務を負うと解しているものがある。ニュージに見いだし、子は若いときに受けた扶養の代わりに、困窮したいえよう。判例上も、黙示の相互扶養契約の要素を家族責任法

ャージー州では、こうした裁判所の判断を反映して家族責任法

る義務が、老親を扶養する義務に優先すると判断している。 ^(B)

確

かにそのような状況下では、限られた収入の使途について、

の自由な選択が尊重されるべきであろう。この点、老親に対す

子の扶養義務は軽減されるということが新たに規定された。(ロ) が うした免責規定は、 扶養の義務を子に課す家族責任法を支持する学説を裏付ける 改正され、 実際に扶養が提供されなかった期間と比例して、 親子の相互依存関係の存在を理由に、 老親 4

けうるからである。このように家族責任法が免責規定をお 免責される点は、 のとなっている。過去の親の行為を理由として子が扶養義務(18) いる点は、 親を扶養する法的義務を子に課す根拠を考察する上 親子間に相互依存の関係があることを根拠付 て を

に紹介する。 で を求めて、 ケアした際の未払金を支払うよう、 由とする扶養義務の免責が争われた裁判例のいくつかを具体的 一務の免責は認められなかった。本件では、 の手がかりとなろう。 Berglund 事件では、 州の福祉局長が提訴した。原審はこれを肯定したた 親による子の遺棄が認定されず、 そこで、 以下に、 裁判所が息子に命ずること 過去の親の行為を理 母親を州の施設で 扶養

め、 拠に、「子の未成年期に親が故意に子を遺棄した場合、 を親の責任の を扶養する義務はない」 訴部は、 被告である息子が上訴した。コネチカット州巡回裁判 はじめにコネチカット州一般条項一七-三二六条を根 「完全な懈怠」と定義し、 ع 般論を述べた。そして故意の遺棄 「本件の母親はア 子に親 所上 ル 中

て、

ク州には、

他の州と異なり、

以前道徳的に

非難される行為を

済的に不可能であったとの証拠もなく、 で自殺を試みた麻薬中毒患者である。 の一 ○年間について息子を遺棄したとはいえない」と判 とは 証 証拠から いえ、 子 は の扶養が 母 対親が 成

年前 した。

が提訴した。 の医療費を支払うよう息子に請求した福祉局長に対して、 務の免責が認められた。本件では、 その後同州で提起された Pelletier 事件では、 巡回裁判所は息子の請求を認容し、 公的扶助受給者である父親 上位裁判 息子の扶養義

遺棄を要すると規定しているが、 意に遺棄したと判断するためには、 務はない。 るまで怠った。このことから、 コネチカット州一 般条項一七一三二六条は、 子には父親の医療費を支払う義 本件はそれに該当する。 成年期前の連続一〇年間 子を故 0

五ドルの子の扶養料の支払いを、

子が八才の時から成年に達す

次のように、

同様の判断を下した。「父親は離婚判決以

来每

前に子および母親を遺棄した六五歳の父親が、 責を主張する抗弁にならないと判示されている。 ク州では、 、自己を扶養するよう求めた。家族関係裁判所は、「ニュ 方、 家族責任法に免責事由が規定されていないニュー 親による扶養の不履行および遺棄は、 五人の子に そこでは、 扶養義務 1 対 あ Ξ 免

免責する規定はない」と述べた。その上で被告に同情しながら 「家族責任法は強行法規であり、裁判所が裁量によって被

た貧困状態にある者に対して、その者の親族が負う扶養義務を

困窮した親を扶養しなければならない」と理由づけている。 告を免責することはできない」と判示した。そして、「公の責 任は二次的なものであり、親がどのような親であっても、子は

事案を担当する弁護士は指摘している。 るなどの方法で、扶養義務を軽減する傾向にあると、こうした る扶養の程度をごく僅かに押さえる、または他の抗弁を採用す でこのような性質の事案については、 した事例などでは、扶養義務は不公平感を伴いかねない。そこ 免責事由が規定されていない場合、 事実審裁判官が、 以上 (1) (2) で検討 要求す

2 他の扶養義務者の存在

行政機関が、複数の子のうちの一部に対してのみ親の扶養を

責任があるという共同責任の抗弁を主張して認められている。(②)求めた事例では、扶養を求められた子が、すべての子に同様の この場合、扶養を求められた子の義務は、他の子の扶養義務が

るものもある。また、子が複数いる事例において、子の一人か(以) になる。家族責任法には、 問われなかったことを理由として、免責または軽減されること れぞれの子は連帯して、または独自に扶養義務を負うと規定す 共同責任の抗弁を避けるために、そ

める訴訟を提起することができると言及している。

これに対して、「人並みの生活と健康を享受する上で必要な、

している子自身は、

他の貢献していない子に対して、

ないと判示された事件がある。しかしこの裁判所は、

ら適切に扶養されている親は、

他の子に対して扶養を請求でき

親を扶養 扶養を求

4 扶養義務の履行確保

扶養義務の

程

されることになり、裁判所もこれに則って判断している。(空) 扶養料を、 ている。この他、例えばミシシッピ州のように、子の負担する 料は、多くの場合収入に比例しており、 な額と比較して修正する場合も、この基準が基礎値として参照 せられる。また、 政機関において定められている場合、扶養料額はそれにより である。提供すべき扶養の程度に関する基準が法律上または行 どの程度の扶養を提供すべきかは、 毎月一五〇ドルと一定額に法定している州もある。 個別の免責事由などによって扶養料を一 実務上問題の多いところ この額が表に定められ

北法48(2:92)360

象的な基準のみを定めた州も少なくなく、 提供すべき扶養の程 抽

度をめぐる紛争を惹起する要因となってい 最低限度の生活保障を提供しなければならない」といった、 る。

法の性質についての裁判所の考えを窺うことができる。 養料額を、 扶養義務者の扶養能力が要扶養者のニーズを越えた場合の扶 裁判所がどの程度と判断するかを見ると、家族責任 裁判所

0

判断を分けるのは、

要扶養者が公的負担となることを避ける

う点である。 ために必要とする額を越えて、 責任法の中核を、 目的と捉え、 その程度を越える扶養料は要求していない。 一般的に裁判所は、 公的機関から求償された額を負担する限度で 家族に扶養料を求めうるかとい 公的支出削減を家族責任法の 家族

家族に扶養義務を課す、求償型の規定と捉えるわけである。

なければならない」との判示もみられる。そこまで到らない るとの判示もある。また、「扶養の程度は、 生活水準と、 かし他方で、 家族は要扶養者のニーズに応じて扶養すべきであ ほぼ同等の生活を親が維持する為に必要な程度で 子が享受してい · 場 る

> 子には、 程度を区別すべきだとの見解もある。(ヨタ) 扶養義務者と同程度の生活水準の享受に必要な扶養を 同居している者または親

それ以外の者には、

公的扶助費分の扶養

扶養義務の 配分 義務を課す訳である。 提供する義務を課し、

に、他の失菱髪をよってで配分されるべきであると解されていて配分されるべきであると解されている。 であると言われている。ただし各人は扶養能力のある子が複数いる場合、 ているわけではなく、 る場合、 しかし、 他の扶養義務者が扶養義務を履行してい 州外に居住する子は除外されている。 一般的に、 扶養能力のある複数の子に義務が配分され 彼らの義務はその扶養能力に比例する。 ただし各人は同額を支払う義務を負っ 両親それぞれのニーズに応じ それらの者の義務は同等 る。 さらに前述したよう ないとの主張は また両親双方が

 \equiv 履行方法の特定 扶養義務の軽減を訴える抗弁となりうる。

法律上は、 る方法も問題となる。 家族による扶養を直接的に請求する場合、 扶養義務の履行方法について、 裁判所は大抵、 経済的扶養を命じてい 明確な規定を欠く場 扶養義務を履行

別居か、

または親子かそれ以外の家族かによって、

た扶養が望ましいであろうと指摘されている。

さらに、

同居

か

扶養義務の

順位の扶養義務と抵触しなければ、

子にとって苛酷でなく、

子の子および配偶者に

最低水準を超え

対する第一 合であっても、

(B) 常生活に必要なサービスを提供するよう」定めたものなどがあ的な扶養とともに、「食料、衣料、住居および医療」または「日的な扶養とともに、「食料、衣料、住居および医療」または「日するものがほとんどである。なお、五つの州を除いては、経済合が多い。履行方法を規定している場合には、経済的扶養に関合。

親を扶養するよう子が要求された場合に、子の家で実際にケアするとの申し出が、しばしば子からなされている。この場合であった点が問題となる。例えば、母親を扶助している市が、子にった点が問題となる。例えば、母親を扶助している市が、子につかする扶養命令を請求して訴訟を提起したコネチカット州の付する扶養命令を請求して訴訟を提起したコネチカット州の付する大養命令を請求して訴訟を提起したコネチカット州の対する扶養命令を請求して訴訟を提起したコネチカット州の中し出が誠実なもので、家での待遇が適度に満足のゆくものの申し出が誠実なもので、家での待遇が適度に満足のゆくものの申し出が誠実なもので、家での待遇が適度に満足のゆくものであったならば、申し出られた扶養の程度を扶養料に換算し、要求されている扶養料から差し引くことができる」と判断して、市場を扶養するよう子が要求された場合に、子の家で実際にケッスのであったならば、申し出られた扶養の程度を扶養料に換算し、要求されている扶養料から差し引くことができる」と判断している。この場合は、対する大きないのは、おいる、おいる、といいる。この場合は、はいる。そして、「家での待遇が満足のゆくものでない場合は、おいる。

されない」とも解している。

第二章第二節註

- したがって、ここでの記述は、必ずしもすべての州におした裁判例の中から、一般性のある議論を抽出している。族責任法および家族責任法に関してそれぞれの州で判断(38)州によって法の内容は異なるが、ここでは、各州の家
- (3) 子に扶養義務を課すにあたって生じる様々な問題点に(3) 子に扶養義務を課すにあたって生じる様々な問題点にける家族責任法についての解釈を示すものではない。
- (4)第一章第一節2 (二)「英国」参照
- (4) Town of Plymouth v. Hey, 285 Mass, 357, 189 N.E. 100 (1934); E.ABBOTT, PUBLIC ASSISTANCE, 1 AMERICAN PRINCIPLES AND POLICIES 156-57 (1966); Abbott, Abolish the Pauper Laws, 8 SOCIAL SERVICE REV. 1, 9-10 (1934); Lopes, Filial Support and Family Solidarity, 6 PAC.L.J. 508 (1975); Mandelker, Family Responsibility Under the American Poor Laws (pts. 1 & II), 54 MICH. L.REV. 497, 607 (1956) [hereinafter cited as Mandelker]

親は申し出られたケアを、金銭の代わりに受け取ることを要求

I or Mandelker II].

- (\(\frac{\pi}{2}\)) Ketcham, 176 Misc. at 1002, 29 N.Y.S.2d at 785; Tulin, 124 Conn. at 518, 200 A. at 819; Hill, 163 Ill. at 191, 46 N.E. at 798; Lopes, supra note 41, at 511.
- (\mathfrak{F}) Mandelker I, supra note 41, at 500.
- (\$\F\$) Ibid; Riesenfeld, The Formative Era of American Public Assistance Law, 43 Calif. L.Rev. 175, 199 (1955).
- $(\frac{12}{4})$ 18 Eliz.1,c.3 (1575); Mandelker I, *supra* note 41, at 500, n.10.
- (4) 第一章第一節2 (二) (2) 「英国救貧法」参照。
- (4) Mandelker I, supra note 41, at 500, n.10.
- (♥) Swoap, 10 Cal.3d at 502-03, 111 Cal.Rptr. at 147, 516 P.2d at 848-49; Mendelsohn, 80 N.Y.S.2d at 914; Rutecki v. Lukaszewski, 273 App.Div. 638, 79 N.Y.S.2d 341 (1948); Howlett, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806; Ketcham, 176 Misc. at 1002, 29 N.Y.S.2d at 785; In re Salm's Guardianship, 171 Misc. 367, 12 N.Y.S.2d 678 (1939), aff'd 258 App.Div. 875, 16 N.Y.S.2d 1022 (1939), aff'd 282 N.Y. 765, 27 N.E.2d 46 (1940); Betz v. Horr, 160 Misc. 674, 290 N.Y.S. 500 (1936), aff'd, 250 App.Div. 457, 294 N.Y.S. 546 (1937), rev'd on other grounds 276 N.Y. 83, 11 N.E.2d 548 (1937); Koniak, 123 Conn. at 338, 195 A. at 189; Hill, 163 Ill. at

- 191, 46 N.E. at 799; Lopes, supra note 41, at 511; Tully, Family Responsibility Laws: An Unwise and Unconstitutional Imposition, 5 FAM.L.Q. 32, at 34 (1971); tenBroek, supra note 16, at 286; Mandelker I, supra note 41, at 500-01.
- (\$\frac{\Phi}{2}\$) Kelley v. State Board of Social Welfare, 82 Cal.App.2d 627, 186 P.2d 429 (1974); Los Angeles County v. Frisbie, 19 Cal.2d 638; 122 P.2d 526, 528 (1942); Camhi v. Camhi, 25 N.Y.S. 559, 560 (1941); Ketcham, 176 Misc. at 993, 29 N.Y.S.2d at 773; Hommel, 22 N.Y.S.2d at 978; In re Garrison, 14 N.Y.S.2d at 804.
- (S) Condon, 73 Conn., at 611, 48 A., at 757.
- (云) Garrett, supra note 34, at 807.
- 米法辞典』(東京大学出版会、一九九一年)五一八頁参照。 (ß)Remedial statutes: 修正的制定法。田中英夫(編)『英
- (窓) 西田以懐影がよゆ: Frisbie, 19 Cal.2d at 638; 122 P.2d at 528, Howlett, 347 Mo. 784, 149 S.W.2d 806; Condon, 73 Conn. at 607, 48 A. at 756. 西田以採収がよる: In re Garrison, 14 N.Y.S.2d at 804.
- (云) In re Morrissey's Estate, 183 Misc. 530, 49 N.Y.S.2d 464 (1944); Hey, 285 Mass. at 357, 189 N.E. at 100; People v. Fermoile, 236 App.Div. 388, 259 N.Y.S. 564 (1932).
- (比) 以下の手続について:Whitman, supra note 35, at

- 43-44; Garrett, supra note 34, at 810-11.
- (S) Mandelker II, supra note 41, at 615.
- (E) Ober, Pennsylvania's Family Responsibility Statute— Corruption of Blood and Denial of Equal Protection, 77 DICK. L.REV. 331, 331-32 (1972).
- 前掲書(註記)四一頁。 (路)lien: 債務の履行、債権の弁済のための物的担保。田中・
- (3) Garrett, supra note 34, at 811.
- (3) Mallatt, 206 Or. at 700, 294 P.2d at 879-81; Garrett, *supra* note 34, at 811; Mandelker II, *supra* note 41, at 616-18.
- ②)四一頁。 (⑸) alimony: 離婚扶養料、離婚後扶養料。田中・前掲書(註
- (S) Garrett, supra note 34, at 813-14.
- (②) In re Salm's Guardianship, 282 N.Y. at 765, 27 N.E.2d at 46; Cf.People v. Williams, 161 Misc. 573, 292 N.Y.S. 458 (1936); Stark v. Jersey City, 90 N.J.L. 187, 100 A. 340 (1917).
- (3) Citizens & Southern Nat. Bank v. Cook, 182 Ga.240. 185 S.E.318, 319 (1936); Cunningham, 72 Conn. at 157, 44 A. at 41.
- (3) Mandelker II, supra note 41, at 610-11.
- (%) Id. at 611.

- (a) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, *supra* note 3, at 385ff; Scottt, 202 Cal.Rptr. at 920.
- (8) Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act.
- (3) Uniform Civil Liability for Support Act §4.
- (≈) Id. §8.
- (\sqsubset) Garrett, supra note 34, at 813.
- (E) Groover, 264 A.2d at 144; Mong, 160 Ohio St. at 459, 52 Ohio Op. at 342, 117 N.E.2d at 34.
- (E) Mandelker II, supra note 41, at 623; Rosenbaum, Are Family Responsibility Laws Constitutional?, 1 FAM.L.Q. 55, 62 (Dec. 1967); Mernitz, Private Responsibility for the Costs of Care in Public Mental Institutions, 36 IND.L.J. 443, 472 (1960) (宝野や観火レ 共網線器や問題をできた。)。
- (乙) Mandelker I, supra note 41, at 514-17.

 \sim

895 (1888).

- (\mathfrak{S}) Garrett, supra note 34, at 805.
- (E) Mandelker I, supra note 41, at 515-16.
- $(\stackrel{\infty}{\sim})$ Hale and Hossler, 408 A.2d at 772.
- (\$\mathbb{C}\$) Kelly, 2 Ohio App.2d at 176, 207 N.E.2d at 389.
- (S) Hommel, 22 N.Y.S.2d at 977.
- (云) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, supra note 3, at 383.
- (S) Callison, Early Experience Under the Supplemental Security Income Program, 37 Soc. SECURITY BULL. 3, 6 (June 1974).
- 検金できるものではない。); Garrett, supra note 34, at 799-800. 機金できるものではない。); Garrett, supra note 34, at 302 (母親が所有している資産は居住するために必要な(窓) 換金に反対:Pavlick, 54 NJ.Super.at 482, 149 A.2d at

の家を所有しており、要扶養状態にない)。 479 P.2d at 658-59(母親は資産価値三一、八〇〇ドル換金に賛成:Boss, 3 Cal.3d at 970, 92 Cal.Rptr. at 294.

- ている州もある。 た親族の遺産をも、扶養に提供可能な財源として規定し(銘)この他、生きている親族の資産のみではなく、死亡し
- (%) Mandelker I, supra note 41, at 503; 無|御無|短∾

- (11) (一) 「ロhン・ロー」物語。
- (\mathfrak{S}) Id. at 503; ABBOTT, supra note 41, at 164.
- (₷) Mandelker I, *supra* note 41, at 502-06; ABBOTT, *supra* note 41, at 154-93.
- (\otimes) Mandelker I, supra note 41, at 504-05.
- (窓) ロボナヤット室: Conn.Gen.Stat. §46b-215 (1992).
- (元) キラトキミリト素: Parshall, 56 Cal.App. at 555, 205 P. at 1084.
- (器) リューミントルキー室:RSA 167:2 (1993).
- (\mathfrak{S}) Mandelker I, supra note 41, at 512-14.
- (3) Id, at 509.
- (S) Id. at 509-14; Garrett, supra note 34, at 806.
- (S) Mandelker I, supra note 41, at 509-14.
- (at 512-14.
- れず、娘には扶養義務がない)。Goldman, 180 Pa.Super. At 115-12, 134 A.2d at 12 (状態金部保有不動産である場合は、家の所有権は考慮さ奏能力の判断にあたって、家が娘の唯一の財産で、かっ(8)Gierkont, 119 A.2d at 633 (結婚した娘で、記号を表表がの事工の財産で、かっ)

比法48(2·97)36

Alessandro v. Camelli, 47 N.Y.S.2d 237 (1944); Grace v. Carpenter, 42 Cal.App.2d 301,302, 108 P.2d 701,701-02 (1941) (米露北下の存置図鑑力がない)。 巻われており、米が敷の困窮した父親の状態する支払う

- (3) Kelly, 2 Ohio App.2d at 176, 207 N.E.2d at 389.
- (≦) Aberle, 73 Cal.Rptr. at 926-27.
- (≦) Garrett, supra note 34, at 806; Mandelker I, supra note 41, at 514.
- る。 は、本節4(一)「扶養義務の程度」において検討していい。 (即)Garrett, subra note 34, at 800. 適当な扶養料について
- (≌) Pavlick, 54 N.J.Super. at 479, 149 A.2d at 301.
- (≦) Garcia v. Superior Court, 45 Cal.App.2d 31,34, 113 P.2d 470,471 (1941).
- (当) Reed, 19 Or.App. at 927, 529 P.2d at 941; Swoap, 10 Cal.3d at 508-09, 111 Cal.Rptr. at 145, 516 P.2d at 852; Mallatt, 294 P.2d at 880.
- (<u>S</u>) Thornsberry, 365 Mo. at 1221-22, 295 S.W.2d at 374-75.
- (\(\Section\)) Stevens & Springer, Maine Revises Responsibility of Relations, 6 Pub.Welfare 122 (1948).

- (≊) Mandelker I, supra note 41, at 521.
- (室) Gierkont, 46 N.J.Super. at 112, 134 A.2d at 10; Commonwealth ex rel. Goldman, 180 Pa.Super.Ct. at 341, 119 A.2d at 633; Mernitz, *supra* note 73, at 450-58; Mandelker I, *supra* note 41, at 523-25.
- (\(\Section\)) Eustis, 330 A.2d at 900.
- (≡) Ketcham, 29 N.Y.S.2d at 788-89.
- (≅) Bagwell v. Doyle & Russell, 187 Va.844,854, 48 S.E.2d 229,234 (1948); People v. Curry, 69 Cal.App. 501, 231 P. 358, 359-360 (1924).
- (≅) Commonwealth ex rel. Goldman, 180 Pa.Super.Ct. at 341, 119 A.2d at 633; Hale and Hossler, 408 A.2d at 772; Rosenbaum, *supra* note 73, at 65.
- (≦) Thornsberry, 365 Mo. at 1223, 295 S.W.2d at 376.
- これにあたる。(比) 例えば、次のカリフォルニア州家族法典四四一〇条が

カリフォルニア州家族法典四四一〇条

「親を扶養する義務の免責手続

「において提起することができる。」いない場合、当該申立ては成年子が居住するカウンテ申立てを提起することができる。親が本州に居住して令を求めて、その親が居住するカウンティにおいて、成年子は、親に対する扶養義務を免責する裁判所命

- (出) Gierkont, 46 N.J.Super. at 117, 134 A.2d at 12 (父親 ジャージーが、一九五七年)。Mong, 160 Ohio St. at 458, 117 N.E.2d at 33-34; Mandelker I. supra note 41, at 519.
- (三) N.J.REV.STAT. §44: 1-141 (Supp. 1979) (リュージャー ジー室、「犬七犬母)。
- (比) 諸学説の見解については、第四章を参照されたい。
- (至) Berglund, 4 Conn.Cir.Ct. at 644, 238 A.2d at 450.
- (S) Pelletier, 33 Conn.Supp. at 769, 371 A.2d at 1068.
- 見解が対立していた。 In re Garison, 14 N.Y.S.2d at 787. 本判決以前のニューヨーク州の判決では、子を遺棄した親を(凶) Ketcham, 176 Misc. at 993, 29 N.Y.S.2d at 787. 本判
- (월) Dom.Rel.Ct.Act §92, subd.9 and §101 subd.4 and Public Welfare Law §125.
- (監) Groover, 264 A.2d at 144; Mandelker II, *supra* note 41, at 619-20.
- (西) トマャレ宝:Iowa Code §252.2 (1993).
- (当) Duffy v. Yordi, 149 Cal. 140,143, 84 P. 838,839 (1906).
- (≦) Garrett, supra note 34, at 805.
- (≦) Reed, 19 Or.App. at 927, 529 P.2d at 941; Swoap, 10

- Cal.3d at 509, 111 Cal. Rptr. at 149, 516 P.2d at 853. (無巨脚無川塩榀、紙一物監。); Stevens & Springer, supra note 107, at 124-25.
- たことの一つの現れではなかろうか。) 九八三年の通達以降、家族責任法に対する関心が高まっられた。これは憶測にすぎないが、第三章で検討する一かったにもかかわらず、限度額は一九八七年に引き上げルという規定は、一九四二年以来長期間変更されていな(跳) Miss.CODE.Ann. \$43-31-25 (1993). (限度額が一〇ド
- (窓) リオーミントルキー: N.H.Rev.Stats.Ann. (RSA) 167:2 (1993).
- (室) D.G. v. Hermanez, 204 Misc. 650, 123 N.Y.S.2d 234 (1953); Anon., 20 N.Y.S.2d at 514; Monson v. Williams, 72 Mass. 416 (1856).
- (亞) Rosen, 91 N.Y.S.2d at 208; Panzo, 192 Misc. at 989, 82 N.Y.S.2d at 228; Tulin, 124 Conn. at 518, 200 A. at 819.
- (\(\xi \)) Mitchell-Powers Hardware Co., 171 Va. at 262-63, 198 S.E. at 499-500.
- (\(\Sigma\)) Garrett, supra note 34, at 803.
- (₹) Mandelker I, supra note 41, at 529.
- (뿔) See generally Id. at 619.
- (路) 本草第二節3(四)(2)「他の扶養義務者の存在」参照。

- (語) Bulcroft, Vanleynseele & Borgatta, supra note 3, at 383. (語) インディアナ:Burns Ind. Code Ann. §31-2-9-1
- (1994); サウスダコタ:SO.DAK.Codified Laws 25-7-28 (1984).
- (雲) Garrett, supra note 34, at 804. (宝) Condon, 73 Conn. at 610, 48 A. at 757; Mandelker I.

supra note 41, at 529-30.

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLVIII No. 2 (1997) SUMMARY OF CONTENTS

The Role of Social Welfare and Family in Taking Care of the Frail Elderly in the United States of America (1)

- Study on Family Responsibility Laws -

Fusako Seki*

INTRODUCTION

- (1) Problem Setting
- (2) Outline of this article
- I History of Family Responsibility Laws
 - 1. Origin of Family Responsibility Laws
 - (1) Ancient Times
 - (2) Middle Ages to Modern Times
 - 2. Enactment and Development of Family Responsibility Laws
 - (1) Enactment of Family Responsibility Laws
 - (2) Changing Family and Family Responsibility Laws
 - (3) Financial Difficulties and Family Responsibility Laws
- II Framework of Family Responsibility Laws
 - 1. Classification of Family Responsibility Laws
 - (1) Legislative Pattern

^{*}Doctoral Student, Faculty of Law, Hokkaido University.

Vol. XLVIII No.2 (1997) The Hokkaido Law Review

- (2) Dispute Pattern
- 2. Application of Family Responsibility Laws
 - (1) Premise
 - (2) Procedure in applying Family Responsibility Laws
 - (3) Nature of Support Duty
 - (4) Enforcing Support Duty

(in this volume)

- Family Responsibility Laws and Social Welfare
- IV Constitutionality of Family Responsibility Laws

CONCLUSION

In a society with a growing population of elderly, the question rises, "Who should take care of the frail elderly?" It is especially important to clarify, whether the cost of caring the elderly should be born by social welfare or by family. Without such a clarification, the burden of caring elderly would be easily shifted to the family, since many families have been actually taking care of their elderly. Who should be in charge is not clear, since the extent of the support duty within the family, as it is often stated in legislation is itself unclear. So this article tries to clarify these points, by studying family responsibility laws in the United States of America.

Many states in the United States have family responsibility laws, which ask the family of an elderly person who was given some social welfare assistance from the state, to pay the cost of this assistance. For example, the state will claim reimbursement from the children of the elderly, who receive Medicaid. So there is ongoing debate about these family responsibility laws, if they are right in asking the family to bear the cost of caring the elderly. This article examines family responsibility laws from their history to the present debate, with special emphases on the cases which were raised to question these laws. There are many cases which challenged both the application and the constitutionality of family responsibility laws and which illustrated very well the question I want to discuss in this paper. Other countries who have the similar problems could learn useful lessons from the American experience with family responsibility laws.

北法48(2·199)467 II